

地方行政委員會議録第五十六号

昭和二十九年五月七日(金曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤田 弘吉君 理事吉田 重延君

理事鈴木 幹雄君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

尾関 義一君 熊谷 憲一君

西村 直己君 床次 徳三君

藤田 義光君 阿部 四郎君

石村 英雄君 北山 愛郎君

伊瀬幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君 中井徳次郎君

出席國務大臣 小坂善太郎君

出席府政委員 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

國家地方警察 齋藤 昇君

五月六日

委員濱地文平君辭任につき、その補

欠として田淵光一君が議長の指名で

委員に選任された。

同月七日

委員橋本清吉君辭任につき、その補

欠として古井喜實君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出第三二二号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理

に関する法律案(内閣提出第三二二号)

○中井委員長 これより地方行政委員

會を開会いたします。

警察法案及び警察法の施行に伴う関

係法令の整理に関する法律案の兩案を

一括して議題として質疑を行います。

兩案に対する逐条審議は、本日は第

三章警察庁、これは第十五条より第三

十五條までであります。これらの条

項について質疑をお進め願います。床

次徳二君。

○床次委員 本日は第三章のわけであ

ります。第二章につきまして質疑

が漏れておりましたので、第二章をお

願ひたいと思ひます。前會もすでに

第二章の第五條についてお尋ねいたし

たのであります。この第五條の國家

公安委員會の職務のうち「國の公安

に係る警察運営」ということ、これは

國の公安ということが限定せられてお

るわけでありまして、第二項の第三号

に同じ字句が上つておるのであります

が、これ以外の警察運営に対して相当

の部分が実は残されておると思ひま

す。その部分は當然都道府県公安委員

會が自由にできるというよりも、むしろ

都道府県公安委員會の自己の責任に

おいて運営できるものと思ふのであり

ますが、その点に關して政府の御意見

を伺いたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの点は

床次委員の御所見の通りでございます

。第五條第二項の第三号に掲げるも

の以外の公安に關する事項につきまし

ては、警察庁から何ら指揮監督を受け

る点はないと思ふ。ただ同じく第二

項の第四号「緊急事態に對処するため

の計画及びその実施」これも公安の中

に入つております。従つて第三号と第

四号を除きましては、御指摘の通りで

あります。

○床次委員 これも前會にすでに他の

委員から質問があつたと思ひます。こ

が、第五條の第一項の統轄と調整とい

ふこの字句はどの程度の解釈に當るべ

きものであるか、統轄の意味並びに調

整の意味、同時に都道府県警察が持つ

ております権限との關係を御説明い

ただきたいと思ひます。

○柴田(達)政府委員 統轄と調整の使

いわけの問題でございますが、統轄は

この場合におきましては、この第二項

の六号から第十号までに属する事項

を、國家公安委員會なり警察庁がその

仕事についてみずからこれを行うとい

う意味を表わすために使つた文字でござ

いまして、大体統轄という言葉は、

その仕事につきまして包括的にその仕

事を統轄して行うというやうな意味合

いであると思ひます。まあ普通の場合

におきまして一つの上级の行政機關が

その管轄権のもとにあるところの下

の行政機關に對して統轄するといふ

やうなものを、これは國家行政組織法

等にも使つておる言葉でございます。

そういう言葉でございますから、従い

まして今の使ひわけといたしまして

は、この統轄の方は國家公安委員會な

り警察庁がこの六号から第十号までの仕

事につきましては、みずから包括的に

その仕事を統轄して実施するといふ意

味合ひでございます。従いまして統轄

と申しますのは、大体におきまして六

号から第十号までの事項につきまして

は、國家公安委員會なり、國家公安委員

會の管理のもとにおいて警察庁が実施

をするわけでございますが、しかしそ

の範圍内におきましても、包括的に統轄

してやるという意味でございます。従

いまして、その全部を一切自分かど

んなことかきこもるやうなのだとい

ふ意味でないという余地が残る言葉で

あると思ひます。従いましてたとえ

六号の警察教養というやうなことがござ

いますけれども、警察教養について

の一般的方針とか警察學校におきま

する新任の教養の教科目はこういふ

うにやつてもらひたい、いろ／＼の

教科目をきめまされたり、教養のやり方

については大綱をきめるといふやうな

ことはきめたいと思ひますが、しか

らば府縣の方はその教養についてはみ

ずからその適地適應の獨特の方法は何

もやることのできないかと申しますな

らば、決してそういう意味ではござい

せん。大体において統一的にみずから

包括的に実施をするといふのが統轄の

方の意味でございます。

それから次の調整の方につきまして

は、これは主體性が逆になるのでござ

いまして、これは府縣警察の方がもう

主體的に本来自由にやれる仕事であ

る。府縣警察の方の自由な仕事である

わけでありまして、しかし警察

行政につきましては、やはりいろ／＼

の立場から、一つの法律なら法律が出

ますと、その法律の統一な解釈運用

についてはこういふやうな解釈運用で

やる、あるいはいろ／＼の協定とい

ふやうなものがございまして、いろ／

＼の警察ないし類似機關との間に協定が

行われる、その協定に基いてこうい

ふにするといふやうなことがござ

いますと、そういうものを一つの基準と

して示しまして、その自由な活動で

ございまして、この基準に従つて

連絡調整をはかつて行く、一口に申

しますれば連絡調整の意味でござい

ます。従いまして片一方のみならず

警察の方が本體であり、調整の方は

府縣警察の方がみずから実施するの

が本體である、それに対して連絡調

整をはかるといふやうな使ひわけを

しておるわけでありまして。

○床次委員 ただいまの御説明であり

ますと、統轄という場合は、當然指揮

監督権を有すると解するわけですか。

う考えから手が出せないということがあるのではありません。そういうことがだんだん重なるにつれて、国の仕事の範囲がふえて参りますと、おのずから都道府県公安委員会というものがポツトポツト出て来ようというところをおそれるのであります。この権限の認定と申しますか、都道府県公安委員会が十分自己の権能を、ただいま御答弁になりましたように都道府県公安委員会に残されておられる事務を、完全自主的に実行いたすことができませんらば、これは国民の自由権を確保するの点に、一応民主的な措置として考へられるのであります。その判断がなか／＼むずかしいということになりまして、比較的国家公務員という立場において職務を執行するようにならなければならぬと、都道府県公安委員会のいわゆる民主的な運営というものが害されるということがあるのじやないかと思ふ。この点に關していかうにお考えでありますか、承りたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 ただいまの御所見でございますが、都道府県公安委員会は、これは国の事務であるからくちばしが出せない、それから地方の事務だけについてくちばしが出せるといふような、もしお考えであれば、その点は誤解でございます。第三十六條にも「都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。」と、都道府県警察はその都道府県内の事務につきましては一切その責務に任ずるわけでありまして、都道府県の公安委員会は、固から監督される、あるいは指揮される事務であるとなかろうと、一切これは自己の責任において

て警察本部長以下を指揮監督、管理をしなければならぬわけでありまして、従つてこの第五条二項の三号によつて中央から指揮監督をされるという場合におきましても、その指揮監督が逸脱しておるかおらないか、あるいはその指揮監督の仕方が悪いかどうかといふことまでも、十分これは権限があるわけでありまして、この第五条の二項に書かれておることについては、これはもう何ら自分らの関知しないことだといふのではなくて、やはり民主的な保障としての府県警察の管理責任者といひましては、中央から指示されることにつきましても、その指示が自分の方の府県の実情から考へてどうであるかといふことを判断され、それを常時中央にも意見を具申せられる。もし中央の指示が法令の範囲を逸脱しておるというような場合には、そういう態度をもつて拒否されるというところが当然でなければならぬ、かやうに考へておるのでございます。

○床次委員 固から指揮命令をいたした場合には、その国の指揮命令が範圍を逸脱しておつて、当然都道府県の公安委員の責務であるべき場合にありましては、いかにして中央からの干渉を排除できるかといふ、具体問題において伺ひたいのであります。都道府県の責任が、なるほど第三十六條におきましてはこの第二条の責任から言ひまして「第二条」といふものは警察全般にわたるものであります。ところが第五条におきましては、相當広い範圍において固がこれに關与し得る道が關ひてある。従つて都道府県公安委員会があるといふ場合には、固からの相當の干渉がありまして、なか／＼これが排除し切れないのではないかと、これを私どもはおそれるのであります。この点をどう保障するやうな措置をこの法文だけでは不十分なやうな感じがするのであります。その懸念がなにかどうかといふ点について重ねて伺ひたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 ただいまの御意見は、あるいはその裏を返しますと、中央の指揮監督について保障があるかどうかといふ、これが裏になると思ふのであります。この通常の行政上の指揮監督に從わない場合には、これは罷免とか懲戒とか、あるいは代執行とか、いろいろ法律上のあれがあるものであります。この指揮監督を受ける都道府県公安委員会は、これは委員会制度でございます。これに對しましては中央から何らの、そういうたゞ指揮監督に從わない場合、これに從わせる保障がございせん、罷免の権限も持つておりません。また從わない場合に代執行をするやうなあれもございせん。ことに他の行政と違ひまして、ある行政処分を行つてその処分がいけない場合に取消すといふ、それもございせん。と申しますのは警察はさうな行政処分は原則としていたしませんから、その処分の取消権もないわけでありまして、従ひまして都道府県の公安委員が自己の意見に基いて、これは中央の指揮監督が逸脱しているといふ場合には、部下の警察本部長以下に對して、中央からかういふ指揮監督が来ているが、これは逸脱している、本県の警察においてはこのやうに執行せられたいといふことでやつて行けるわけでありまして、

○床次委員 先ほどから固の公安に關するものにつきては、自治体警察に對して固から指示したものがあつかうかといふ点についてお尋ねしたのですが、これは實際問題において連絡しておられるやうでありまして、従つて国の事務の範圍というものが、明瞭のやうであつて実は不明瞭であるといふことをおそれるのであります。今度の新しい機構になりました場合には、その点よけいはつきりしないのであります。これ／＼の仕事は固の仕事だといふことがはつきりしております。と、ある程度まで公安委員会といひましては仕事はややうかと思ひますが、固の仕事については具体的に中央から一々種類を区別して命令されるといふことになりまして、あるいは固から来たものは全部第三号に當るものとして処理いたすべきものであるかどうか。この点は公安委員会といひまして、全部に對して非常な責任はありますが、その中に自分だけの責任のものと、それから固の責任のものと二通りあるわけでありまして、職務上にもいろいろ仕事をやる場合にやう／＼に思ふのであります。この点に關して公安委員としてはどういふやうに仕事をすべきか、どういふやうにすればその点区別をはつきりいたしたい仕事ができるかといふことについて、お考えを伺つておきます。

○齋藤(男)政府委員 ただいま申し出ておりますやうに、警察の仕事の中で、これは固の事務であつて都道府県公安委員会の事務ではないといふものはないわけでありまして、固から指揮監督せられる仕事につきましても、第一次責任は都道府県公安委員会が負うて

ら何ら指示もないという場合におきましても、指示がないのだから自分たちに責任がないというわけではないのでございます。国が指揮監督するということ、この事項につきましては地方の公安委員会は第一次に責任がある、そしてそれを監督している中央にも責任がある、両方の責任ということになるわけでございます。さうでございいますから、国から指揮監督されるものについては、ただ指揮監督に従つておればいい、指揮がない、監督がないという場合には自分らに何ら責任がない、こういうことであつては、これは公安委員会の職責が果されないののでございいますから、従いましてその意味におきまして、私は都道府県の公安委員会といたしましては、管内の警察事務全般につきましては、全責任を負つてゐるという考えで、当然適當をせられるものとかうに考えます。

○加藤(警務)委員 関連して。私も床次委員の疑問を持たれておつた疑問を長く持つてゐるのでございまして、率直にお尋ねして御意見を承りたいと思つております。問題は十六条と三十六条と、それから例の五条の関係であります。が、どうも現行の警察法によりまして、第二十八条には、各都府県に、国家地方警察本部を置くとなつております。それから四十条には「市及び人口五千以上の市街制町村は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。」とあります。この二十八条と四十条との関係は——私は法律のことはよくわからないのでありますけれども、大体国家地方警察本部を置くというのは、これは一種の昔の官制みたいなものであると思ふのであ

ります。そうするとこの現行法の四十条の方は、地方自治法と関係のある国政事務の一つの委任になるような気がするものであります。団体委任であります。今度提案になりました警察法の三十六条も「都道府県に、都道府県警察を置く。」といふことになつてゐるのであります。これは国警の方の文章のつくり方の一つのくせになつて、ただこういうふうな「置く。」と書くのだと思ひますが、こうなると、どういたしまして、何か一つの官制で機關を置くようなふうに見えるのであります。そういう關係から、いかにも公安にかかる警察の指揮し得る範圍は、すべて國家が定めるような感じを抱かせる。政府が説明しておられるように、都道府県警察は地方団体に対する国政事務の団体委任だといふこととございまして、やはり従来の四十条のように「市及び人口五千以上の市街制町村は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。」といふうちに、たとへば管区を置くとか、従来の國家地方警察本部を置くとか、その「置く。」といふやうな言葉でなしに、団体委任をした規定があれば、その団体委任の規定は、ただいまの憲法の地方自治の方と連絡しました自治権は侵されぬといふやうな感じを与えるのではないかと、出し抜けに「都道府県に、都道府県警察を置く。」とあることによりまして、いかにも國家がすべての権限を規定するやうな感じを抱かせるのではないかと思ひます。惡意はないのだらうと思ひますが、同警本部の法文のつくり方のくせによつて、床次君のような御心配が起き來るのではないか、そういうやうな氣持

がしますので、この三十六条に「都道府県に、都道府県警察を置く。」としないうで、都道府県警察はその管内の治安をつかさどつて、法律及び秩序の執行に任ずるとか、いふやうな規定があれば、読む人ももつとつと安心して読めるのではないかと思ひます。どういふわけで、三十六条はこういうふうに書いてあるか。及び十六条は、國の國家公安委員會、これはイコール警察庁の任務であります。その任務について「指揮監督する。」とあるけれども、任務は三項あるのですけれども、その二項は十二にもわかれておる、非常にたくさんあることを指揮監督するやうに見えますが、實際は第三号と第四号くらいしか指揮監督しないらしいので、そういうところも國家が何もかもやるやうに見えて、警察法というものが民主的な法律であるのかかわらず、民主的な法律でないのかとき錯覚を起させる傾向があるのではないかと、そういうやうな氣がしますので、十六条の關係も、よつて來るところを、立法されたときのお氣持をお聞かせいただければ了解するのではないかと思ひますのでお願いいたします。

○齋藤(警務)政府委員 まことにごもつともな御質問だと思ひます。これは先般もどなたかにお答えをいたしましたように、警察事務はすべてこれを都道府県に団体委任といふますが、すべて都道府県の事務にはするが、しかし必要なる事務については中央からやる、こういう建前にしてあります。従いまして第三十六条の書き方は、ただいまおつしやいましたやうな誤解を生むおそれがあることを、私もこの委員會でいろいろ御議論を承つて感じたのでござい

ますが、原案者の氣持といたしましては、三十六条の「都道府県に、都道府県警察を置く。」と申しますのは、都道府県という自治体が都道府県警察を持つ、こういう趣旨でございまして、これは現在の第四十条のやうな書き方、すなわち都道府県警察は警察を維持し、この法律またはその他の法令の定めるところによりその管轄区域につき警察の責に任ずる、こゝで書くのと同ういふやうに書いておりましたならば、ただいまのやうな御疑問は非常に少なくなつておるのではなからうか、かゝる方によつておられます。従いまして私の方によつて同じ意味でございまして、御修正をなすつても、ちつとも意味がかわつていない、こゝで考えます。決して詭弁を弄するものではございません。

それから第十六条は、これは先ほどからいろいろ御議論がありました。國家公安委員會の所掌の事務について、實際の仕事をするのが警察庁だといふこととございまして、都道府県に与えられた警察の責務を都道府県が遂行するについて、第五条に掲げてありますやうな事務を國の見地からあるいは主管をし、あるいは統制をし統制をする、こゝの趣旨でございまして。

○北山委員 関連して。私今の質疑でちよつと疑問が出ましたのがお伺いしたいのですが、今度の「都道府県に、都道府県警察を置く。」といふのは団体委任だ、機關委任ではないといふこの間からの話でございまして、かりに団体委任だとしても、それは団体そのものを機關に見ているのじやないか。要するに府県といふものは國家的な事務をやる団体であつて、それ以外の性格として國家的な仕事をやるものとして、こゝで団体委任をしてゐるという考え方が、今の三十六条で、それに流れておるやうに考えられる。もしもこれが眞の意味の団体委任であるならば、その団体の主体性を認める意味において——現行警察法の第三章第四十条には、今加藤委員がお話のやうに、「市及び人口五千以上の市街制町村は」として、その市町村といふか、そういう自治体が主体的に警察を置くといふやうに書いてあるわけでは、さういふ都道府県に警察を置くといふのであつて、置く主体が國であるやうな形に書いてあつて、その間、にとは違ひ主性といふものを今回のこの改正案では認めておらないのじやないかと、従つて団体委任の形式はとつても、實際には団体そのものを國家的な地方機關としてやつてゐるやうな感じを受けるのですが、その点について御説明いただきたい。

もう一つは十六条と第五条二項の關係でございまして、十六条には、警察庁長官は「警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。」と書いてある。さうするとその所掌事務といふのは、第五条二項の一号から十二号まで全部を含むのだと考えなければならぬ。さうすると先ほど來、一号から十二号までの中で指揮監督する部分と、さうでない単に調整をする部分とあるのだ、こゝの說明で、特に第十一号及び十二号については指揮監督

督はしないのだという説明であります
が、それは第十六条の今の言葉と矛盾
するのじやないか。十六条では、長官
は一切の所掌事務について都道府県の
警察を指揮監督するのではありません
から、そのままに解釈するならば、十
一号についても十二号についても関連し
て指揮監督ができる、こういうふう
に解釈するのがすなおな解釈だと思
う。そうすると御答弁の内容とは違
う。おそらく警察行政に関する調整に
関しても、一般的にこういうようにや
れ、やるのだというように内容を
とした指揮監督が都道府県の警察に
対してもできるのだと、この法文の上
では私は考えるのですが、ちよつと矛盾
しておるのではないか。矛盾してお
らないというならば、その理由をひと
つ説明してもらいたい。

それからもう一つは、第十一号につ
いて、十一号と第五十五条との関係で
あります。第十一号というのは、警察
職員の任用、勤務及び活動の基準に
関して、今お話し上げたような解釈であ
れば、警察庁長官は都道府県警察を指
揮監督できると思うのです。ところが
第五十五条には、そういうような任
用、勤務等につきましては条例できめ
るようになっておるわけでありま
す。それは自治体警察として当然のこと
でありまして、条例できめることと
それから今の第十一号にありますが、
に、任用、勤務及び活動の基準につ
いて、警察庁長官が都道府県警察を指揮
監督することと矛盾するのではない
か。それはやはり間接に条例事項
として、都道府県の条例の内容を規制
して行くのが本則であつて、また五十
五条ではそういうふうにしておるわけ

なんです、それ以外にさらに行政的
な指揮監督があるのではないかと私は
思うのです。長官が都道府県警察の職
員の任用、勤務、活動基準に関して指
示をしたりするということなことは、
どうもダブつておるのではないかと
思ふのですが、この三つの点について
伺いたいと思います。

○齋藤(府)政府委員 ます三十六条の
方からお答えいたします。三十六条の
点はただいま加藤委員にお答えいたし
ました通り、都道府県は警察を維持し、
その管轄区域につき警察の責めに任
ずると、こう書いたのと同じ趣旨で書
いたのであります。その趣旨が現わ
れていないということでありま
す。御修正をいただきました私の方とし
ては何ら趣旨がかわつていない、こ
う存すると申し上げたのであります。従
いまして団体委任と申しますのも、た
だいまの警察法の第四十条に書かれて
おるのと同じ趣旨でございます。都道
府県が警察事務を処理いたしますの
も、市町村が現在の第四十条に基
いて警察の事務を処理いたしております
も、その間には考え方は違ひは法令の
組み方に何ら混淆はございせん。そ
の点を御了承いただきたいと思いま
す。「都道府県に、都道府県警察を置
く。」というこの書き方は、都道府県に
国が都道府県警察を国の機関として置
いておるのではないかと感じます
とお感じになりましたが、なるほどそ
ういうお感じもございまして、あると
存じます。しかしながらこういつた書
き方は他にたくさんございまして、
たとえば「市町村に市町村長を置く」
「都道府県に知事を置く。」こう書かれ
ておりますが、それは何も国の市町村

長であつたり、あるいは国の機関で
置いておるといふ意味ではないので
あります。他にも例があることであ
りますので、私どももいたしましては、
現在の四十条とその趣旨は何もかわ
つていない、こういうつもりで書いた
のであります。書き方が必ずしも上
出来ではなかつたといふことは、率
直に申し上げておる通りであります。

それから十六条の二項で、指揮監督
をする、そうすると第五條の二項の各
号に書かれておる全部について指揮監
督をすることにはならないかとい
うお尋ねであります。これも他の各省
の設置法その他に指揮監督という言
葉がございまして、それはそこに掲げ
られておる制限事項一切について指揮
監督するとはならないのであります。
やはりその各項目の内容によりまして
指揮監督のあるものとないものとが
あるものであります。事務の性質上指揮
監督の伴うものについて当然指揮監
督をするといふわけでございます。従
つて第五條の第二項について申し上げ
ますならば、まずこの第一号の諸制度
の企画及び調査といふようなものにつ
いて指揮監督のないことは明瞭であ
るかと存じます。それから警察運営に
関すること、これは先ほどから申し
ます通り当然指揮監督が伴うわけ
であります。それから次の六号から十
号までの統制といふのは、先ほど他
の政府委員が説明いたしましたよう
な趣旨でございます。従つてその統
制事項に關する限りにおいては指揮
監督が伴う。ところが基準を示したり
する、あるいはその他調整をするとい
ふことは、基準を示すといふことだけ
でありまして、その基準に従うか従
わないかとい

うことは、これは良識に従つて行
われるのであります。この十一、十二
につきましては、この基準に關する
こと。」「調整に關すること。」「
統制に關すること。」「といふ言葉
から指揮監督が入つて来ない、か
ように解釈をいたしておるのでござ
います。

それから、第五條第二項第十一号の
「職員の任用、勤務及び活動の基準」
と五十五條との關係でござい
ます。五十五條は、條例あるいは都
道府県の人事委員會規則で定める
べきものは、國家公務員たる警察
官職員の例に準じて地方の條例
あるいは都道府県の人事委員會
規則で定めることになつておる
のでございまして、その條例
や人事委員會規則に定められてい
ない事項についてのさらにこま
かいような基準といふものがあ
れば、これで示すといふことにな
るわけでありま
す。先ほど他の政府委員が御説明
いたしましたように、警察官の任
用の資格につ
きまして、身長何ば以上でなけ
ればならぬとか、体格はどうであ
るといふようなことは、おそらく
地方の條例あるいは人事委員會
規則等で書かれるべきものでな
いと思ひます。しかし、さうい
ふものも書かれるという場合
におきまして、中央から基準が
示されたならば、できるだけその
基準に従うように定めるといふ
ことではあります。しかし、その
基準には従えないといふことと
條例を定める、あるいは人事
委員會規則を定められるならば、
それでやむを得ないのでござい
ます。

第三十六條の都道府県に都道府県警
察を置くといふ問題。ただいまの答
弁では、これを維持し、その責めに任
ずると書いても同じといふことにな
りますけれども、そう言へばそう言
つたで、団体そのものを機関として
見るんだ、そこに差異がないとい
う、あに、どうしても、疑念が解
消しない。このことは結局政府が
堂々と地方自治法の改正を出さ
ないから、こういうことにな
るのであります。ずつと前の委員
会でございまして、私の質問に
対して自治庁長官は、今公期中
に成立させるような期間を見
はからつて、これを提出するとい
ふことを言つておる。しかし、
今もつてそれが出されてない。そ
の督促の意味において委員長に
そのこと、善処方を要望いたしま
したときに、委員長は研究する、
こう申されたのでござい
ます。その研究の結果について
本日承りたいのでござい
ますが、今もつて結論が出ないとい
ふれば、委員長の鈍根ぶりにあ
きれるを得ない、私はか
ように思つておるわけであり
ます。それとも、今もつてこ
ういふ問題、国会はもちろ
ん委員會としても政府の
方針をもちろんなものではな
く、これははつきりとした立
法府といふ立場をとらなければ
なりませんので、厳正中立であ
るべき委員長におかれまして
は、当然その間努力をされ、結
論を得られて、思ふので、そ
の答弁をいただきたいと思
う。

○中井委員長 お答えをいたしま
すが、警察法の改正に伴いまして
自治法の關係もいろいろあるとい
ふことにつきましましては、私
ももとより同感なのであります。
従ひましてできるならばこの
機会に自治法の改正の問題を整

それから「服務についてこれを統聲
し」ということでございますが、こ

の本臣家行政組織法にある通りに用いてあるわけですが、部下の職員の仕事、服務等につきまして、これを

統一的に監督する。一番上の者が統括的に監督をする。かういふところから今の国家行政組織法はきまされてこの

△の目録行此條終りにある通り、この通りの文句を使つておりますので、これに従つたわけであります。

それから第一条の「管理」と第五条の「管理」でございですが、一条の方の「管理」は同じような事柄でありま

すけれども、この法律の目的をきめる場合の一つの抽象的な言葉として用い

たのでございますので、むしろ民主的な理念を基調とするから始まつておるのであります、民主的な理念を基調

として民衆が警察を管理するんだ、警察というものの管理者は一体だれに属

するの、これは前にお答えしましたように、現行法によりますれば、「国民に属する民主権威の阻礙」とい

う、こういう非常に明女でできておるのでございますが、今度はこれを柔女

の中に入れましたので、民主的理念を基調とする警察の管理ということで、その内面的な警察事務の主体性がど

ものについて責任を持ち、あずかつて

おるのか、これは国民の民主的な理念を基調としてあるんだという意味で用

条の「管理」は、これは一つの国家公安委員会、それから警察庁という事務

機関、この両者の関係を表わす意味においての管理でございます、国家公安委員会は警察庁と、消防庁を管理

生を直にのり髪片といふ。糸月を年取

ておる、この管理の意味は警察庁長官に對する指揮監督を含むものである、最高方針を定めこれを示し、かつその最高方針に従つて警察庁長官に對して国家公安委員会が指揮監督をする、行政委員会の場合におきましてこの字句を使つたのでございます。なお現行法も、公安委員会につきましては管理という言葉を使つておりますので、管理ということになつております。

○藤田委員 旧十三条の指揮監督といふこともこの第五条の管理の具体的内容としてあるといふことでございますが、次にお伺ひいたしたいのは、第五条第二項第四号の「緊急事態」といふ言葉であります。旧法におきましては「国家非常事態」といふ言葉を使つておられます。この關係の第六章を見ましても大體旧法、いわゆる現行法の国家非常事態であります。どうしてこの言葉の変更をやられたかをお伺ひいたします。

○柴田(達)政府委員 これは御指摘の通り現行法におきましては国家非常事態といふ言葉を使つておりますが、国家非常事態といふ言葉が、実際に国家非常事態の場合に行われまします内容に對しましてやや誤解をされるおそれがある。つまり昔の戒嚴法的な、何か国家非常事態におけるところの非常の権限を認めたような考え方にとられやすい。それからその内容から申しましても、地方的な全国または一部の区域についても警察組織について非常の場合のただ組織の変更でございまして、国家非常事態といふ言葉がやや大げさに過ぎるのじやなからうか。ことに現行法におきましては警察法で国家非常事態と言ひ、それから保安庁法では非

常事態と言つておる。保安隊が出動する場合の方が——これもしほ／＼お話に出ましたように、むしろ一般の警察力では事態の收拾が困難になるような場合に、普通の場合におきましては保安隊が出動するといふことが予想されます。それよりも程度の低い場合、それに比較しますれば低いケースにおいても国家非常事態といふことではいかにも誤解されやすい、大げさだといふので緊急事態といふ言葉を用いたたけのこととでございます。

○藤田委員 私はきのう内閣委員会では採決になりました防衛庁の法案はよく読んでおりませんからわかりませんがただいまの御答弁の中にもちよつと漏らされた御答弁の中にもちよつと漏れた緊急事態といふのは、旧憲法十四条でございまして戒嚴、あるいはアメリカのマーシャル・ローのいわゆる戒嚴的なものに該当する規定であつたといふふうに、私は現行法の審議過程における国会記録におきましては記憶いたしておりました。そうしますと保安隊、今度の自衛隊といふものと警察といふものがはつきり区別されて、いわゆる旧憲法の十四条の戒嚴は、防衛庁法に規定される戒嚴の性質を持つたものは警察法に全然包含してないといふような意味に解釈してよろしうございませうかどうですか。

それからこの緊急事態は組織、機構の変更だけであるといふことを言われましたが、往々にしてこの間に憲法に保障された個人の権利義務等の制約を受けやしないかという危惧の念があります。いま一度、その点の国民の権利義務等に対する制約は、全然制限等においても考へておらぬといふ

うに解釈してよろしうございませうか。

○柴田(達)政府委員 旧憲法の十四条の戒嚴といつたような場合と、先ほども申し上げましたように全然別でございまして、この内容は普通の治安の状態がやや攪乱の状態に入つて、平常の警察組織のままではその治安の收拾が困難になるという場合におきまして、公安委員会の権限が認められておりますけれども、中央におきましては総理大臣が必要の限度においてみづから長官を指揮することができ、かつまたその長官も普通の場合にないような各府県警察に對しまして応援派遣を命令するといふたような指揮命令権を持つ、しかもその指揮命令権につきましても直接に府県の警察本部長に對して持つことができる、これだけのことでございまして、まづたこの法律が組織法であり、しかもその範圍内におきましての警察の組織が、普通の警察組織の状態をやや離れた、簡便な能率的な組織の状態に入るといふだけのこととございまして、国民の権利義務に影響をもちますという事項は全然含んでおりません。

なお自衛隊法の方に旧憲法の十四条の事項が入つておるかどうかといふことにつきましても、自衛隊法は私どもの方は存じないところでございませうけれども、これも必ずしも旧憲法の十四条のいわゆる国民の権利義務に影響をもちますようなものとは性質が違ふのではなからうか。自衛隊の出動については組織を規定しているものである。ただそのケースが、こちらは警察の平常の組織がやや特異な組織にかわる、自衛隊の方は、その警察の力では

なお困難になるような場合において初めて出動を自己の認定でやる、こういうケースの違いだと私も考へております次第であります。

○藤田委員 そこで小坂大臣が長官にお伺ひしたいのでありますが、現行法におきましては国家非常事態といふものに対する規定が数箇条あります。国会の承認に關する規定は、相対的な規定が定められておるでありますが。これは地方自治の基本的な権限を一時制約する、従つて国権の最高機關たる国会の承認を求めるといふようなところから、この国家非常事態の布告あるいは廃止に關する詳細な規定をつくつておるのであります。今度も第六條におきまして、第五條との関連において大體同工異曲の規定が設けられておりますのは、自治体の基本的権利としての警察権といふものを立案者が想定された改正案ではないかといふふうに私は考へておるものであります。この点に關しましてはどういうふうな立案者、提案者のお考へでありますか、お伺ひいたします。

○齋藤(昇)政府委員 現行法における場合と今度の新しい法案における場合につきましても、この点はかわりがございます。しこしこしてなせ現行法では非常事態の布告の際に、かような丁重な手続をとつておるかという点につきましては、大體藤田委員の御所見の通りであります。自治体警察あるいは府県におきましては府県の公安委員会、いずれも民主的に地方分権的に運営をして行くといふ、いわゆる民主主義の原理に即応してつくりました警察の組織運営方法を特別な必要によつてかえるわけでありませうから、そういう

意味で慎重な手続をいたしておるのであります。その点は現行法とかわりがございます。

○藤田委員 御答弁では、ございませう。私はこの改正案の法律構造から申し上げますと、大體第六章といううな規定は不要ではないか、これは法制局あたりがどういう意見であつたかといふことは存じませんが、そういうふうな感覚で実はこの法案をながめておるわけでございます。そこでお伺ひいたしたいのは、現在現行法六十一條の二に基きまして、政府はここにあります通り、国家非常事態警備要綱というものを昭和二十三年に出されております。言葉の表現はかわつておりますが、大體同じことだといふ御答弁からしますと、今回ももういふ要綱的なものをつくられまして、当然実施されるということが予定されるのであります。それがその御計画をひとつお示し願ひいたします。

○齋藤(昇)政府委員 緊急事態の場合の計画につきましては、現在の非常事態の場合の計画と同様でございます。現在のものでございまして、要綱を一手元にお配りいたしました。大體その方針で、改正法案が通過いたしました後も基本的な考え方には変更はございません。

○藤田委員 これは相當重大な規定であります。おそれる新大臣も御承知になつておると思ひますが、その第一章の總則の末項に、国家非常事態の際には保安庁と緊密な連絡を保たねばならぬという規定があります。今回改正されまして通過すれば、自衛隊になるのであります。當然ただいまの御答弁から、自衛隊と緊密な連絡を保持し

なければならぬということになります。この緊密な連絡ということが非常に漠然としたしておりますが、具体的にどういう方法によつて連絡をとらうとされるのか、お示し願いたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 具体的に申し上げますと、たとえば長官が警備計画を定め、その際にも、今度は自衛隊の關係部局とよく連絡をとつて、警察は非常事態の際にはこういう計画を立てる、従つて自衛隊としてはそれに即応するようにやつてもらいたい。あるいは自衛隊の活動せられるところから見て、こちらの計画はこれでよろしいかどうかというようなことは、これは事前の連絡でございします。實際緊急事態の報告がありましたときに、どうして事態の収拾に當るかという場合に、かねがねの計画に基いて行つことは当然であります。しかし具体的の場合に、それを當てはめて行きます場合に、必ずしも事前に考へておつた通りには参りませんから、個々具体的の場合につきましても、關係の自衛隊の当該地域を統轄するもの、あるいは中央においては警察局長官と自衛隊の最高幹部というものとよく連絡をいたしまして、お互いに齟齬を来さないようにやつて行きたい、かように御了解いただきたいと思ひます。

○藤田委員 漠然とした御答弁でございしますが、ただいまの御答弁からすれば、當然常時防衛庁当局と治安状況に對する情報の交換をしておらなくてはならぬと思ひます。警備計画等に關しましても意見の交換をする必要があると思ひますが、常時治安状況に對して、そういう何か連絡があり

ますかどうか。

それからお伺ひしたいのは、いわゆる防衛庁法の非常事態と、それから今回の改正案が予定しております緊急事態、これはだれが認定するかということでありまして、どの限度までが緊急事態で、どの限度までがいわゆる防衛庁の出動を必要とする非常事態であるか、これは現実の問題に際いたした場合は、非常に微妙な、しかも重大な問題になると思ひます。その点に關してひとつ立案者の方針をお伺ひしておきます。

○齋藤(昇)政府委員 治安の状態につきましても、絶えず保安庁とも連絡をとつております。その点には日常においても遺憾のないことを期しております。それから緊急事態の報告をいたしますのは、御承知のように國家公安委員会の報告に基いて總理大臣がいたします。自衛隊の治安出動の場合には、總理大臣がその必要ありと認めて出動を命ずるのであります。自衛隊法に規定いたしておりますように、きょうな場合にはいつもあらかじめ國家公安委員会と緊密な連絡を保つということになつておりますので、先ほど申しましたように、日常の状態につきましても情報の交換をし、その間において齟齬がないことを期しております。従つて警察が必要だと認めて、緊急事態の報告を總理に公安委員会が報告をせられる。その場合に、自衛隊の出動もしなければならぬだらうというときには、自衛隊の方に連絡をいたしまして、同時に自衛隊の出動もされる。自衛隊の方の出動はまだ必要がないだらうというときには、やはりそういう意味の連絡をいたしまして、お互いに

緊密な連絡によりまして、適當な報告あるいは適當な出動というものが期し得られると考へておるのでございします。

○藤田委員 私は一國の總理大臣が、たとえば例は適當でございせんが、襲撃を受けるというようなことも、過去においてはありましたが、今後はそういうことは無いというふうにおわれれば確信いたしておりますが、最近の世情よくやう騒然として参つておりますので、總理大臣がそういうふうな治安出動の必要の認定をするということになりますと、總理大臣自身の身辺に危険があつた場合にはそういうことが期待できないのであります。現に大機事件の際におきましては、總理大臣は暴漢が侵入したことを翌日になつて、あるいは二日後に知つたというふうな官房長官の談話も、新聞に出ておつたのであります。そういう際におきましては、どういふふうなことで治安出動の認定をされるのか、お伺ひしておきます。

○齋藤(昇)政府委員 總理大臣にはそれぞれ補佐機關がございしますので、總理の耳に入らなければならぬという場合には、補佐機關がただちに總理の耳に入るわけでありまして、おそれなく尋ねの点は、總理がどこかで不法監禁をされておつて、従つてどうしても總理の自由意思の発表ができない、それと連絡がとれないという場合に、どうするかというお尋ねではなからうかと考へます。かような場合には、それぞれ代理機關もあり、そういう場合の處理の規定があるわけではございまして、國家公安委員が五人ともどこかに監禁されてしまつたらどうするか、警

察庁長官が監禁されてしまつたらどうするかというのと同じでございまして、そういう場合にはだれが代理をするという点がございします。その点は御心配がないだらうと思ひます。

○藤田委員 私はこの總理大臣等に対する生命の危険というふうなファクショナルな事態の起ることを非常に憂慮して、お一人でありまして、多少その危険を感じるような事件が数日前にありましたから、この機会に、きのう門司委員からも質問があつたのであります。一言小坂國務大臣の御意見を伺ひたいのであります。吉田總理大臣には現在警備庁の警備がついておるのであります。ところが新聞記事を読んでもありますと、國警の神奈川本部から機動隊と稱するものが行つております。しかも、これは新聞記事で正確でないかもしれませんが、國警の警察官が警棒をとられたり、あるいは國警の機動隊の詰所の裏を通つて、總理邸の方に侵入するといふ、こういう不祥事を起しておるのであります。私はこういうところにやはりいろいろ問題が介在しておるのではないかと考へるのであります。小坂大臣は、この問題は逐一即刻報告を受けておられたかどうか。ただいま、今後この警察法がもし通過すれば補佐機關として予定されております小坂國務大臣に對する質問としていい例ではないかと私は思ひますが、何かどうもこの事件を新聞等にも隠しておつたり、箝口令をしておつたりする印象を新聞記事で与えておられます。非常に不明朗であります。この機会にその点に關する小坂大臣の知られておつた範圍内、どういふふう

と思ひます。

○小坂國務大臣 まことに意外と申します。かまことにわれ／＼としては困つた者がたつたものだと思つておるのであります。私どもも別に、特に新聞等に對しましてことさらにこれを隠蔽するといふような意図を持つたわけではございせん。ただ一種の異常な英雄心理といふようなものが、非常に教養の十分でない、あるいは精神的に多少完全な状態でない者にとりまして、一つの衝動を与えることになる、もつと平たく申しますれば、一つの刺激になつて、ばか者が次々に出て来るやうなことを恐れまして、こういう問題をあまり大きく取扱うことは消極的な態度をとつておることはその通りであります。ことさらにこれを隠蔽するといふやうな気分はないのであります。大機でございしますから國警の担当地区でございしますが、現在御承知のやうにそれ／＼の關係等にはいづゆるボティ・ガードといふやうな身辺護衛がついておるわけでありまして、これは警備庁の方にお願いをしておるのであります。これは身辺の護衛でございしますから、これは身辺の護衛でございしますから、なるたけ人がかわらぬ方が何かにつけてよろしいと存じますので、そのようにしておるわけではございします。非常に警備がありながらその裏をかかれたではないかという点につきましては、私どもも今後そういうことのないように十分注意をいたす考へてございしますが、このことをもちまして一つの制度上の欠陥であるとか、そういうやうな大きな問題には考へておりませんので、大いに勤務に精勵していただつて、そういうことのなきようになしたい、こういう考へております。

○藤田委員 条文の質問に入ります
が、私は新しい憲法下におきまして、
暴力的な犯罪を計画いたしまして、重
要な人物に対する危害を計画するとい
うような犯罪に対しては徹底的に
極刑をもつて臨むべきであるというこ
とを常に考えておる一人であります。
われわれの政敵でありますが、吉田さ
んは五回も総理の要職にありますが、こ
ういふ人に対しては施政のよしあし
は国会を通じて堂々と攻撃すべきであ
る。ああいう直接行動のけいはいが見え
た、これは少し問題を大きく見ておる
かもしれません、これは実にけし
かぬ事態だと私は考えております。従
いまして一方警察官ももし警備に手落
ちがあつたならば、この際はつきりと
責任をとらせておいた方が、今後のこ
ういふ事態を防止する上に非常に効果
があると思ふのであります。そう
いふ点に關しまして何かお考えがあり
ますかどうか、これは責任もはつきり
する、と同時にあの容疑者に対しまし
ては、徹底的な処断をする、両方相ま
つて行くべきだと思ひますが、御意見
をお伺いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの藤田
委員の御意見はまことにごもつともで
ございまして、警備の点に手抜かりの
あつた者につきましては、十分処置を
いたすべきであると考えております。
またこのうた被疑者に対しては法
の命ずるところに従ひまして厳重な
処断が下されるだろと思つておりま
す。現に被疑者は検察庁に送付をせら
れ取調べを受けておるのであります。
○加藤(精)委員長代理 食事のため暫
時休憩いたします、午後二時より再
開いたします。

午後零時四十八分休憩

午後二時三十七分開議

○中井委員長 午前中に引続きまして委
員会を開会いたします。

警察二法案を議題といたします。ど
う御質疑をお始めください。藤田
君。

○藤田委員 午前中に引続きまして質
問を続行いたします。

理在実施されております国家非常事
態警備要綱についてお伺いいたしま
す。この要綱の五十一條には、「特別
の情報隊を編成する」というようなこ
とが規定されております。それから六
十四條には「災害警備における重点は
概ね次の通りである。」という規定の
中に、「流言飛語の防止」ということ
があります。特別の情報隊を編成し、
流言飛語の防止等を災害警備の重点に
するということになりますと、私は
いふ／＼と国民の権利義務に対する問
題が――今後自衛隊の発足とともにい
ろいろ誤解を起すような事態が起さ
ないかというふうにも考えるもので
あります。まだ一度もこれは発動され
ぬように私は記憶しておりますが、発
動された場合にはどういふふうな情報
隊を編成される予定でありますか。ま
た流言飛語の防止というのを災害警
備の重点にされるということは、これ
は自由なる言論の抑圧等に波及しはし
ないかというふうな懸念も持つており
ますので、この流言飛語の防止とい
うことを災害警備の重点の一つにされ
た経緯等をお知らせ願へば非常に幸
いです。

○齋藤(昇)政府委員 流言飛語の防止
は、こういった相当規模にわたつて治

安が乱れるという場合のやはり一番の
重点として考えなければならぬもの
の一つだと考えるのであります。流言
飛語の防止をいかにしてやるかとい
う御質問でございしますが、これは何
といたしましていいわけの流言に惑わ
されぬように、正しい情報を正しく
皆に伝える、そういう意味の宣伝と
いいますか、そういう事柄が主になさ
れるべきものでございします。情報隊と
申しますものも、正確な情報をつか
んで初めてこういう事態の鎮圧あるい
は対処をなし得るのでございしますか
ら、従つて治安の状況につきまして詳
細な情報を迅速に、正確に集める、そ
のためにそういう仕事に従事する者
を編成する、こういう趣旨でございま
す。決してこれらのために人権を無視
したり、言論を抑圧したりするような
考えはありません。のみならず、午前
中の御質問にもありましたように、こ
ういつた事態になりましたら、言論、
報道等の自由を抑圧するような法的根
拠は何もございしません。先ほども申
しましたように、現在の法律のもとに
おきまして、われわれの適当な方法によ
つて正しい情報と申しますか、正しい
事態を広く一般に伝えることを主とし
てやるべきものだと思つておるのであ
ります。

○藤田委員 同じく要綱の第五章の六
十九條に、「警察は国家非常事態の原
因となる虞のある不法行為に關し」云々
とあります。この規定からしますと、
これは当然破防法に基いて公安調査
が調査をする事項ではないかという
うにわれわれ／＼解釈される節がある
のでございしますが、この点はかねて公安
査庁と緊密な連絡があれば、当然公安

調査の調査権に基いてやれるのでは
ないかと思ひます。警察がここまで入
つて行くことになりましたと、政治警察
の再来の危険がありはしないかと私は
危惧いたしておるわけでありまして、
その点はその次の条文で、「警察は世論
調査を行つてはならない」という規定
もありまして、この点の調整も非常に
問題かと思ひますが、こういう規定を
置かれた根拠をひとつお示し願ひ
たい。

○齋藤(昇)政府委員 警察の仕事は犯
罪を未然に防ぐという点が一番かんじ
んであるかと考えるのでございしま
す。ことに非常事態の宣言の原因にな
るような、相当地域にまたがつて擾乱
を生ずるような企図があるということ
を耳にいたした場合には、それがは
たしてどの程度真実であるか、どうい
うものであるかを知ることが、警察の
責任を果す上で最も肝要なことだと存
ずるのであります。お尋ねのように破
壊活動防止法に基づいて、公安調査
庁は破壊活動自体について調査はいた
すのでございしますが、公安調査庁の破
壊活動防止に関する調査の目的は、そ
れによつて破壊活動をなそうとする団
体を行政的に規制をすることとござい
します。われわれ／＼警察の仕事といは
しては、事前にこれを防止した場合は
柄が勃発いたしました場合に、できる
だけ迅速に的確にこれを鎮圧するとい
うのが目的でございまして、対象は場
合によれば同じものが対象になる場合
もありまされども、警察、公安調査
の両方において、それ／＼違つた意味
合いから調査をしなければならぬ場
合があることはやむを得ないのであり
ます。ただ同一対象になる場合が多い

のでありますから、お互いに連絡を緊
密にいたしまして、情報を交換しなが
ら万全を期しておる次第であります。
○藤田委員 ただいまの長官の御答弁
からいたしまして、私は公安調査庁
を当然吸収すべきではないかという
うに考えておる一人であります。国会
審議の時間等の関係がありまして、
この点は急速に、残りました会期中に
具体化すべきである。非常にドラス
チックのようでありまして、公安調査
庁をこの際吸収して行つていいの
ではないか、それを国会で決めればい
いのではないかと思ひますが、受入れる側
の長官のお氣持をお伺いしてござい
たい。

○齋藤(昇)政府委員 御意見はまこと
にごもつともな点が多々あると思ひ
てあります。私どうも非常にも多い
傾聴に値する点が公安調査庁は、今も
申しますように、団体規制の行政処分
をするを目的にいたしてございま
す。警察はそういう行政処分はやら
ないという建前になつておる。しかし同
じような対象だかやつてもいいじや
ないかという御意見は、ただいま申し
ますように非常に傾聴いたすのであ
ります。そういう面もございしますし、
両方わかれていながら連絡を緊密に
してやるという面においても、またい
い面もございします。これはよほど慎
重に研究をいたさなければならぬ問
題であらうか、かように考えておる
のであります。

○藤田委員 会期もあまり長くありま
せんし、これはほかの委員諸君の意見
が違つてもいいませんが、私は第一
章、第二章をやれば第三章、第四章、

第五章の機構の点はあまり質問もございませぬし、第六章と第二章の関連を大分詳細にお聞きしておるわけでありまして、残る問題は財政負担の問題と給与の問題だけありますので、もう少し質問させていただきますかと思ひます。

この第五条第二項の第十一号であります。「任用、勤務及び活動の基準に關すること」とありますが、この基準は任用、勤務すべてに關連しておる基準であるかどうか。ただ活動の基準だけであるかをひとつお示し願ひたいと思ひます。これを拡張いたしますと、たとえば地方の警察官の任用に關しても、基準という名目のもとに、地方公務員に對しても相當な影響力を持つ実質上の人事権が握られてしまふといふこともあり得ると思ひますので、この機会にお伺ひしておきたいと思ひます。

○柴田(連)政府委員 この基準は任用の基準、勤務の基準、活動の基準、こゝういふふうにかかるとあります。

○藤田委員 活動に關することだけでなく任用の基準に關するといふことになりまふと、私の申しました懸念はほとんど解消するわけでありまふ。

それから第十二号に「警察行政に關する調整」云々とありますが、これはほとんど全警察行政に關して参りましても、第十六条との関連等におきましても、私はいろいろ誤解を生ずるのではないかと思ふ。先ほど某委員から質問がありました、これは少し聞き漏らしたところがあるから、警察庁長官の所管事項と第十二号の關係をお示し願ひたいと思ひます。

○柴田(連)政府委員 十六条の警察庁

長官の権限と第五条の二項の十二号の調整の關係、こゝ承りました、これは午前中お話を長官の指揮監督との關係においても出たわけでございますが、長官の指揮監督権というのは、第五条の二項の各号を警察庁の所管事項といひまして、警察庁の所管事項すなわち第五条第二項の各号の事項について都道府県警察を指揮監督する、こゝういふことになつておりますが、その各号の事項の中で、事務の性質上、あえて指揮監督を要しないといふことについては、そう書いておきましても、当然事務がないのだから該当がない。そこまで出しました。たとえば第一号の「警察に關する諸制度の企画及び調査に關すること」これもあえて都道府県警察を指揮監督する権限はないわけでありまふ。そこで運営については第三号の事項、イ、ロの事項、それから第四号こゝういつたことについて指揮監督をいたします。それから第六号から第十号までの關係におきましては、その統合のため必要な範圍内におきまして指揮監督があるわけでありまふ。

最後のお尋ねの調整は、十一号に基準を明示いたしてございます。この調整は本来都道府県警察の方の責任において自主的に実施し得る事項でございまして、ただそのために必要な連絡調整の限度において、それらの主体性を尊重しつつ調整するといふことでございまして、その調整の限度においてだけ中央の権限がある、こゝういふことでございまして、これはあえて指揮監督といふものには當らないかと存じます。

○藤田委員 次に第三章についてお伺ひいたしますが、第二章の第五条の第二項の規定があります關係上、第三章の第十七条の規定は不要ではないか、かように考えます。これは立法技術の問題であります、総務部長から御答弁願ひたい。

二項の規定があります關係上、第三章の第十七条の規定は不要ではないか、かように考えます。これは立法技術の問題であります、総務部長から御答弁願ひたい。

○柴田(連)政府委員 第十七条は第五条があれはいいのではないかと尋ねかと思ひますが、第五条の方は国家公安委員会の任務と権限を規定してあるものであります、十七条の方は国家公安委員会の管理のもとにあるところの付屬機關としての警察庁自体の権限を書いたものでございまして、その権限は国家公安委員会と警察庁におきまして、その幅においてはかわるところはないわけでございます。本来ならば十七条であらうな第五項第二項の各号を書くところでございますけれども、前の条文と幅においてはかわるところがありまふので、第五項第二項の各号に掲げる事務をつかさどる。つまり警察庁の方は執行機關と申しまふ、実施機關であります。こまかいこゝに掲げてあることについては国家公安委員会の管理のもとではあります、普通の官庁がその直轄するところの仕事を何から何までやると同じ意味で警察庁がやるわけでありまふ。国家公安委員会の方はその仕事の幅は同じでございますが、この仕事について警察庁を管理しているという立場、行政委員会として警察庁長官を通じて指揮監督し、これらの仕事をやらしていただきます。こゝういふことになるわけでございます。それだけの違いでございます。うちはならなくなるわけでございます。

○藤田委員 前後しますが、十六条の第二項に「警察庁長官は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し」云々とありますが、これは服し、統括し、任免し、統轄しとありまして、對等の資格においてこれらの権限があるといふように解釈できるのであります、この立法体裁から言ひましても、国家公安委員会の管理のもとに統轄し、任免しと言つた方が非常にすっきりするのじやないか。これは日本語の微妙な点であります、解釈によりましていろいろ誤解を受ける点ではないかと私は考えますが、その点に關する立案者の氣持をお伺ひしたい。

○柴田(連)政府委員 警察庁が国家公安委員会と對等の立場ではなくて、その管理のもとに仕事をするという形にございまして、ただ十七条の方が警察庁という役所の場合には「管理の下に」という言葉を使つてある、警察庁長官といふその官職の者として公安委員会の管理に服する、こゝういふ言葉を使ひかけたわけでありまして、氣持においてばかりではありません。現行法におきましても国家地方警察の隊長は、公安委員会の運営管理に服し、管区本部長の行政管理に服するといふような言葉を使つております。さういふ使用わけしたわけでありまふ、意味の內容はかわりありません。

○藤田委員 次に第二節十九條の警察に四部を置くこととありますが、この四部を置くという規定はわれ／＼が地方自治法の修正等をやりました体験からいひまして、これは現行法がむしろ部一ではないかと思ひます。五部以内の部一は将来の機構運営上四部ではあるいは不足なくなるのではないかと。地方自治法の修正にあたりまして、たとえば東京都庁の港灣部を港灣

局にするとかいふ／＼な問題で国会が非常に紛糾した前例があります。それとこれとは問題の性質が多々違ひますが、むしろもう少し部数を多くしておいて、それ以内という表現をお使ひになつた現行法が、將來を考えた場合に考へますが、從來よりも表現をかへられて四部と限定せられまふした何か理由がありまふしたらお示し願ひたい。

○柴田(連)政府委員 現行法は五部以内と書きまふ、實際に現在五部あるわけでありまふ。部は四部になつては新設いたしました、総務部にありまふしたそのものを名前をかへまして長官官房で出しましたので、實質は五部といふことであります。

○藤田委員 次に非常に飛びますが、二十八条であります。これに科學搜查研究所というのがあります。これは數年前に齊藤長官にお願ひし、お伺ひしたのであります、法務省にも同様の機關があります。これは従来の犯罪搜查の業績からいひましても、元々警察を一元化すべきである。私は、法務省で同様な施設を持つておることは不自然である、どうして警察に一元化するよう強く要望したのであります。ところがその後この点に關しましては法務省と意見の調整がつかないのか、依然として法務省にも、名称は多少かわつておりますが、こゝういふ研究所が現存するよう記憶いたしておきます。この問題に關しまして即刻この法案審議中にも小坂國務大臣が政治的にひとつ加藤法務大臣に折衝していただきます、何か御回答を求めていた

ます。ただ現在の国家地方警察基本法と同様のものを、新警察法に基いて

つくるわけですが、この基本規程の中に書く案文につきまして、私が申し上げておきますのは、これは本来行政当局としてやり得るものであるけれども、法案の第二条及び第三条に不偏不党という文字が使つてあるではないか。そういう文字が使つてあるのに規程の中にこれを抜いて宣誓書を書くということは片手落ちだという御意見がありますから、それならばだいたい御指摘のように法案そのものに淵源を發している規程であり、宣誓書であるから、そういうことは書いてもけつこうでございまして、その御意見を尊重してこういう案文を出したいと思ひます。

○西村(力)委員 そういたしますと、基本規程にこれを入れたら宣誓書にも入れなければならぬということにもなるというので、基本規程そのものは認めて、すなわち今までの答弁とは逆な立場を政府ではつくり認めている、すなわち不偏不党ということを開文化し、警察官の職務執行の一つの心得として訓示しておかなければならぬということをお示ししているんだということになるわけでございます。今の答弁ですと、そういうくあいには決して行かないと考へているということとでございまして、この原案そのものに對して一致しないように私には思われるのであります。どうかこの点を明確にしておきたいと思ひるのであります。

○小坂国務大臣 私はただいまの答弁できわめて明確だと思つております。不偏不党という文字が法文にあるのであるから宣誓書にも入れたらどうかということであるから、それはそれとしてけつこうでございまして、私ではあります。何も入つていないから不偏不党であるとか、入つていないからこゝとさらに不偏不党であるべきものがそゝうでないと思はれるから入れたのだとか、そういうふうな持つてまわつたような考へはございせん。先ほど国警長官の御答弁申し上げました通り、非常にすなわち、あつさりお考え願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 私は頭が悪いからなかなか理解に苦しむのですが、今までの不偏不党という言葉は警察法になかつた。それほど民主的なものを短刀直入に追求している警察の組織法であつたということとでございまして、その際の審議過程におきましても、警察官の政治的偏向といふことを、とやかく考慮に入れる必要はないというわけ、その言葉は入らなかつたのだらうと思ふ。ところが今回政府提案によりまして、不偏不党という言葉が新しく入つてくる。そこには、政府がこの組織法は能率と民主的コントロールとをはつきりと調和するためにやむを得ずこうやうなんだ。しかしこのことは相当政治的偏向への危険を包蔵するのであると考へられて、この不偏不党といふものを入れられたと思ふのです。ところが先ほどの答弁では、この警察法でも決してそういう懸念を持つことはない、われわれは持つていないと先ほど大臣は答弁せられてゐる。そうすると、本法の不偏不党そのものが、ただ言葉の羅列にすぎないことに相なるのではなか。こういうふうになりましますと、その他の宣誓書におけるいふ法律の忠実な擁護すなわち憲法あるいは法律の忠実な擁護

と、命令の遵守、綱領の優先遵守、そういうことすべてがそういうことになるのかと疑ふのであります。しかしそういうことはあり得るはずはない。憲法を守り法律を忠実に擁護するといふ、そういうものと同列のものとして、警察官の服務基準として不偏不党が掲げられてゐる、かように私は思ふべきを得ない。その点、この警察法では政治的な偏向に知らず／＼進んでしまふ危険性を全然予見していない。法に不偏不党という文字を羅列しておきましても、そういうことは全然政府としては考へていない、かように答弁せられるかどうか、もう一度伺ひたい。

○小坂国務大臣 警察の職務そのものの中に本来不偏不党であるべきものである、あるいは公平中正を旨とすべきものであるといふことがあると思はれる。現行の警察法におきましては、公平中正といふ言葉が入つております。それだからといつて、それじや現行の警察法には公平中正といふことがないか、このままで行くと公平中正といふ基準を失ひがちなから公平中正といふ言葉を入れたかといふと、そうではないので、やはり公平中正であるべきものであるから公平中正と書いたといふのと同じ意味において、不偏不党であるべきものであるから、今回はさらにそれを加えた、こういうことにすぎないものであります。従ひましていろいろ御意見がございしましたが、先ほどから申し上げてゐる通り、あつさりこの点は本来警察職能の中に不偏不党であり公平中正であるべきものであるといふことがありますので、第二条、第三条の法文にはそうなつてゐる

し、法文にそうなつてゐるから、宣誓書の中にもそれを入れることがよろうという御意見がありまして、これもまたことに傾聴すべき御意見である、こゝう考へまして入れた、こういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 あつさり行きたくてすけれども、新しくこの文字を取上げて来たところに一つの考へ方がある。私は思ふのです。ただ単に私たちの方で懸念を持つから、その懸念を文字面において払拭しようといふだけでこれを出したんだとはどういふ考へられない。そうでないといふことは思ふのです。そのことをいつても言つておきましてもどうにもなりません、こゝういふ不偏不党の原則がありますが、警察官が不偏不党を犯した場合といふ事例、政治的偏向を犯した場合といふのが、一体今までありましたか、どうか。その点について警察法の懲戒処分、具体的事例をお願いしたところ、幸ひに出していただきましたところが、どうも警察官も人間としての人間らしい行動をした。それが職務上ひつつかつて、そして厳罰に処せられたといふ事例が多くて、私の懸念しておるやうなことは一つも載せられておらない。そういうことはないのであるのか、わかりませんが、一体私の懸念しておるやうな事例は今でも皆無であつたかどうか、ひとつ齋藤国警長官にお尋ねしたい。

○齋藤(昇)政府委員 私の記憶では警察官が職務執行にあつた政治的に偏向したといふことで懲戒にいたしたといふ例はまだ聞いておりません。

○西村(力)委員 ところが、この前もちよつと申し上げましたが、私の周辺である交通事犯で取調べがあつた、そして取調べが済んだあと、あるいはその過程において、一体お前が左派社会党を支持して何になる、こゝういふことを警察官が言つた、こゝういふ事例があるのです。これは私は問題にしようとは思ひません。しかし将来私たちがこゝういふことを問題にせざるを得ない段階になるであらうと思ふのです。まあ私の言つたのはただ一警察官がこゝういふことを言つただけでありまして、これよりもつと／＼大きい仕組みのこゝういふ動きが将来出るであらう、それをはつきり予見して、だから不偏不党といふ今まで使わなかつた言葉を使つておるといふ場合になつておるのであります、うす／＼は——あるいはうすうすでなくて本音からか、こゝういふことを予知しておる、こゝういふくあに思はれるのですが、こゝういふ場合に、この警察官は政治的に偏向を犯したといふことを訴えるわけだが、その訴える場所はどこであるか、地方の警察官がこゝういふことをやつた場合にどこに持つて行つたらいいか、これについてお尋ねしたい。

○齋藤(昇)政府委員 警察官が政治的に偏向を犯した場合に、これを是正するにどこへ申し出たらよろしいかといふ御質問でございまして、私は最終的にはやはり府県の公安委員会あるいは警察本部長といふところに申し出ていただくのが、一番適當ではなからうかと考へてゐるのであります。これがまた行き過ぎまして、人権を侵犯したといふやうなことがありますならば、人権擁護局に申し出ていただきますこと

が適当であるかと私どもは考えてお
ります。

○西村(力)委員 そういふぐあいにや
つていろいろ調査した結果、たま／＼と
ときの政府に都合の悪いこと——たと
えばこういうぐあいに任命権の系列が
立てられておる以上、地方の警察本部
長は野党、ことに敵視せられておる社
会党に対して、警察官がその反対の言
動をやつたという場合においては、と
かくするとそのことが隠蔽せられると
いうぐあいになるのではないかと思
うのです。そのほか地方の公安委員会が、
これはけしからぬから警察本部長にそ
の者について懲戒なら懲戒、罷免なら
罷免というぐあいにすべきであるとい
うことになつて、それを本部長に意見
として出した。ところが罷免なら罷免
ということについて本部長がそれ
を用いないということもあり得ると思
うのですが、そういう場合には、その
本部長に対するわれ／＼の追究を一体
どうすればいいか、お伺いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 都道府県の公安
委員会が都道府県の警察本部長を信用
するに足らずということになります。す
ば、都道府県公安委員会は本部長
の罷免あるいは懲戒の勧告をなされる
のが至当であらうと考えます。

○西村(力)委員 ところがその勧告を
せられてその本部長の罷免が行われ
ばいいけれども、それはそれで、絶対
に勧告以外の何ものでもない。こうい
うことになりまうと、その勧告が同警
長官のところまで行つても、その勧告
を取上げて罷免しなければ何にもなら
ない。そういう場合に、同警長官の立
場というものは一体どこを一番尊重す
るかということになるわけですが、そ

の警察官の方向というものは、ときの
政府にくみするかどうかということが
判断の基礎になるのではないか、かよ
うに私たちは疑わざるを得ないのであ
ります。そういうことを言つておりま
す。と、疑心暗鬼、どこまで行つても切
りがない、こういう御答弁になると思
うのでございしますが、国家公安委員
会がはんとどうに警察のそういう不偏不党
のあり方を監視するためには、一体ど
ういう組織にならなければならぬ
か。一般的に言つて、行政委員会の性
格として、あるいは権能として持つて
おるものを十分に果たすためには、どん
な具備しなければならぬ条件があるか
というところを、ひとつ同務大臣から御
答弁をお願いしたいのであります。行政委
員会を全然否定する立場でなく、その
ものの存在を日本の行政の行き方とし
て認めておる以上、これが本来の使命
とか権能とかを正しく運営するため
に、これの具備条件というものはいろ
いろあるだらうと思うが、それはどう
いうものであるか、ひとつ大臣から御
答弁をお願いしたいと思います。

○小坂國務大臣 公安委員各位の具備
すべき条件は何かということござい
ますが、公安委員会の制度そのもの
が、一般の良識を十分に警察行政に反
映しようという建前でありまうから、
人格識見の高邁な良識のゆたかな人
であるというような点は、必須の要件だ
らうと思つております。

○西村(力)委員 委員会として人格識
見だけでは、これは行政委員会とし
て——人格識見は大臣だろが、同警
長官だろが、みんな必要である。人
格が下劣で識見が下等な者は存在する
ことはできない。そういう一般のな

のではなく、もつと別にはつきり行政
委員会として絶対に欠くべからざる条
件というものがあつて、それをどう
うお考へになるかということをお尋ね
しておるのであります。

○小坂國務大臣 御質問が非常に抽象
的なので、こういう場合にどういう欠
陥があるではないか、それにはどうい
う対策があるかということであらば何
でございしますが、行政委員会として
の、ことに公安委員会としての円満な
運営をはかるのには、どういふ素質
を持つた構成因子がそれを構成するの
が適当であるかということございま
すれば、やはり良識ゆたかな人格識見
の高邁な人というものが骨組みであ
らう、こゝ御答弁申し上げるよりほか
に方法はないと思ひます。

○西村(力)委員 抽象的な質問である
から、それ以上答弁ができないとい
うお話ですが、法律的に行政委員会に保
障しておかなければならない条件には
どういふものがあるかというぐあいに
質問の言葉をかえてみたいと思ひので
すが、おわかりになりますか。

○小坂國務大臣 保障すべき要件とい
いますと、結局公安委員会そのものは
安定して、いわゆる時の権力の不当な
干渉から超然とするという意味から
いたしますれば、やはり任期を安定さ
せるということが必要であるという意
味で任期については相当長いものにな
つております。

○西村(力)委員 だん／＼と答弁が具
体的になつて参りますが、確かに身分
の安定ということとは、政治的な支配か
ら隔絶して独立させるためには絶対的
な条件であると私は思ふ。それととも
に生活面においても、給与などにおい

ても、当然相当のものをやらなければ
ならない、前の警察法では大臣と同率
の給与を国家公安委員には支給すべ
きだということであつたが、今度はそれ
を格下げしたように見える。それを
こまめに言わないで別に法律で定めると
いうふうになつておりますが、そうい
う点もぜひ必要ではないかと思ひので
す。

それから政党的なパランスとい
うか、偏在を避けるということになるわ
けですが、身分の保障という点におい
て、大臣が国家公安委員長になつたら
身分というものは一体どうなるか。大
臣というものは時の総理大臣によつて
任命され、罷免されることに足元の
落着かない状態にある。ことにこのご
ろの大臣はそういう点において安定性
を欠いておる。おそろく国民は今大臣
がだれであるかというようなことも知
らない場合が多いのじやないかと思
はれる。そういうぐあいに大臣の身分と
いうものは不安定である。これが国家
公安委員長として絶対的に必要な身分
の安定というものが保障されるかどう
か。私はそこに非常な疑念を持つわけ
なのであります。国家公安委員の個々
の者についてはさうでないでございま
しうけれども、その代表的な立場にあ
つて委員会を主宰する委員長がい
つ忌諱に觸れてばつさりやられるかわ
らないという状態にあることは、国家
公安委員会自体のほんとうの安定性とい
うか、政治的な立場からの隔絶とい
うことが全然保障されない状態にある
ということではないかと思ふ。この点
についてひとつ御見解を承りたい。

○小坂國務大臣 表決権を行使しま
す者は委員長ではなくて委員であるわけ
であります。そのために委員は五名、
地方においては三名という奇数になつ
ておるのであります。国家公安委員会
の場合をたゞいまあげておつしやつた
わけでありませんが、委員長はさうい
ふに奇数委員会の上にあつて採決権
を行使する、こういう立場でございま
すので、実際の判断をされるべき委員
の任期は五年間という相当長い期間安
定しておきます。第九條の各号に
掲げておきますように、非常に身分の
安定を保障されておる。こういうふう
になつております。このことにつきま
しては先般来もしば／＼お答へを申し
上げておいたかと考えます。

○西村(力)委員 その点は前々から他
の委員からも質疑があつたと思ひので
すが、委員長は五人という奇数委員
の上に立つて表決権を持たない、こうい
うぐあいにいつても答弁をなさるので
ございしますけれども、しかし常に五人
が出席しなければ会議を開かないわけ
じやなし、また可否同数の場合に委員
長の一票が威力を示さないといふわけ
でもなし、そういう御答弁はまじめさ
るべきではないかと私は思ふ。具
体的に言つて、五人がいつてもそろつ
ていて、委員長の一票を行使せずと
も、委員五人の意思によつてこの公安
委員会の意思が決定せられるというわ
けには行かないと思ひます。そうい
う答弁については、私はとりてい納得
されないばかりでなしに、答弁そのも
のがどうもあまりにつつまれた答弁で
あると思ひます。私から言わ
れば、たとえば警察本部長の何か事
件が持ち込まれても、さういふ場合
に国家公安委員会の意思が決して正
しく反映するときはばかりじやない、時

の政府の大臣がその委員会をリードするものであるから、どうしてもそういうものについての処置の緩急というものは、政治的に相当変更を来すであらうというのを思わざるを得ないと思ふ。この点はお互いに真剣に考えて行かなければならぬところなのでございすから、あまりに形式的な答弁じやなく、そうではないというもう少しはつきりした御答弁をお願いしたい。

○小坂国務大臣 この点に關しまして、先般来しば／＼申し上げておることでございまして、国家公安委員会は奇数から成つておるのでございす。が、それが欠席した場合どうなるか、こういうことでございす。しかし重要な議事を採決したような場合は、公安委員長が責任におきまして出席を促すべきものでありまして、また実際にそうするのが常識でありまして、また委員各位におかれましては、重要な採決の行われます場合に表決権を行使するということは、委員の職責上当然のことでありまして、そういう場合に欠席するということは考えられない。しかし万一にも出席が不可能でありますような場合には、委員長も委員の意向というものを十分に承知いたしまして、その際にその委員の意思を表明する適當なる方法を他にとりまして、その採決を決定することになると思ふのであります。でありますから御懸念のような点は私どもはあり得ない、かように考えておる次第でございす。特に公安委員会の委員各位というものは、先ほど申し上げましたように、身分が安定しておるのであります。その良識と識見に訴へまして、時の政治的な勢力から超然として自分が

非なりと思ふことについてはあくまで非であると主張することによつて、何ら身分が動揺することはないのであります。今お話のように委員長たる国務大臣が非常に地位が不安定であると思ふならば、その委員の発言というものはさらに安定性を増すというところは御理解願ふと思ふ、そういうような趣旨でございまして、決して私は御懸念のようなことはないと思つております。

○西村(力)委員 それは普通の場合はその通りでしようけれども、私たちがこういう問題を考えるときには、善意を信じてのみ行つたものでは決してその通りに行かないので、善意あるいはその善意を持つ持たないにかかわらず、決してそういううまいに行かないという保証を要求したい、それをつくりたい。ただ善意だけを信じてやつたのでは決してそれは満足に行かないことである。具体的に言へば、私は知らぬのですけれども、とき／＼この委員会でもお話をになりましたが、現在の齋藤国警長官が吉田総理から罷免せられようとした。しかしそのときに国家公安委員長がそれを頭としてはねのけたというのであります。その逆もやはりあり得ると思ふ。今のこれがあまりにも政治的偏向を持つておるから、これではよろしくないというわけで罷免の勧告をしたい、かように国家公安委員会の多数の委員が考えた場合に、その委員長は会議をそういううまいに手放して開かどうか。これは絶対に開かない。開かないばかりじゃなく、それを逆利用して行つて、むしろ他の策動を行い、または会議のかけ引き的なものを用いて、反対の委員、その罷免

をしようにといううまいに考えておる人たちの出席の少ない場合に、強引にやつてしまおうといううまい場合もあり得ると思ふ。そういう点からいいますと、これは善意に立つて考えなければそれで済むのであります。そういううまいに当然／＼の段階に行くと、国家公安委員会の委員長は、時の政府の大臣としての立場に立つた行動をするに違ひないと思ふ。そういうこともあり得ないと私は思ふ。そういう立場で御答弁なさるかどうか、お尋ねしたい。

○小坂国務大臣 私は今の治安に關する責任というものは非常に重いものであると考えております。そういう非常には、ただいまお話のような行動に出るということはできないことであると考えております。治安の責任を負うといううまいことは、決して一本勝負ではないのであります。そのときによし今おあげになりましたような強引な横車を押しましても、これは決して長続きするものじやないのであります。その結果として國の治安に重大な支障を来し、悪影響を及ぼすということになる、そういうことはとうていできぬことである、こういうふうな思つております。もしそういうことを強行されるにおきましては、公安委員の各位におきましては、それに対する当然の報復手段をとるであらうと思ひます。そういうことは、当然国務大臣が委員長であればあるほど、その責任の所在というものは明確に内閣にかつて行くものでありますから、すなわち内閣の存続を許されぬくらいの大失態を招くということになるのであります。

て、その点につきましては、治安の責任の重大さというものが御懸念のようなことを吹き消して行くであらうと思ひます。

○西村(力)委員 なるほど大臣は警察行政に對してそういううまいに言われますが、私はむしろ逆に考える。それはどういふことかと申す、警察行政が一つの無理をすれば、その無理を打關するために次から次へと強い立場をとるのであつて、これは今までの歴史がはつきり示しておる。権力を行使した場合においては、そのことの不当性を喝らされるということ、あるいは逆に自分に反撃が来るということに對しては、これは必ず／＼その権力を強化して、それを飛越す方向に行くといふことは、権力機關の常々の進む道なんです。だからこういうことになる危険性を私は十分に防がなければならぬと考へておる。しかしいくら御質問申し上げましても今のうまい御答弁以上に出ないといふことになれば、私はこれ以上追進してもしょうがない、こういううまいにあきらめざるを得ないわけでございます。

次に國警長官にお尋ねいたします。今度この警察法ができて来れば、国家地方警察基本規程といううまいものは当然整理されると思ひますが、今度はどういう規程になるか。この国家地方警察の基本規定といううまいに規程づけて、それをどういふことか。そのよるべしな／＼困難ではないか。そのよるべき基準なんかを示すことができるでしょうけれども、こういう場合に一つの規程ががっちり組まれるといふことはむずかしいからではないか。一体どういふうまいにこれを書き直される

つもりでございすか、お考えがありましたらお願いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 この新警察法案が通りました場合に、この基本規程の内容は相當に変更を来さなければならぬであらうと存じます。それは申し上げるまでもなく、法律がかつたことによりまして当然受けるべき変更であります。個々の点は省略いたしまして、こまかい点、ことに都道府県警察に關する事項は、この法案に基きます基準といううまいものを示すようなものが多く存在します。この基本規程自身で府県まで縛るというわけには参りません。この基準に従つて各都道府県でそれ／＼規程をおつくりになることに相なるのでございす。ただ警察庁内部の事務につきましては、こういう規程は形式は基本規程という名前がつけますけれども、その点はまだ考慮の余地があると思ひますが、内容は大きな変更はないと考へております。

○中井(徳)委員 關連して。先ほど西村委員からお尋ねもあつたのであります。先般第三條の實務書を出していただきましたといううまいことを申し上げたが、ここに案を出しなす。この實務書は現在行われております宣警書と同じであります。どこか違つておるところがありましたら、お教えいただきたいと思ひます。○齋藤(昇)政府委員 お手元にお配りいたしました宣警書の案でございす。が、それをあらういたさずと、第四行目の中ほどに「不偏不党且公平中正に」という文句がございす。この点が現在ただ「公正に」となつております。この点だけがかわつてお

たらいかがであらうと考えております。

○中井(徳)委員 この宣誓書に「その綱領が警察職務に優先してそれに従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず」ということがありますが、これは具体的にどういうことをさされておりますか。

○齋藤(昇)政府委員 これは御承知のように、たとえば秘密結社といわれるようなものにつきまして、これに加盟した以上は鉄の規律であつていかなるものに対してもその結社の規律にまず優先して従うという誓いを要する結社がございまして、そういうものに入つてはいけません、こういうことでございまして。

○中井(徳)委員 私も実はあまり勉強してないのでございますが、警察官は政黨に入ることは禁止されておるのであります。

○齋藤(昇)政府委員 おりません。この辺のところは常識的に判断ということになると思ひますけれども、政黨に入るだけではこの宣誓書に反しないということになりますと、政黨の種類によりましてはいろいろなものもあるだらうと思ひますが、その政黨の種類を御調査なすつてこの宣誓に何しておるか、何しておらぬとかいうことをあなたが見なされるのであるかどうか、その辺のところをひとつお答え願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 たとえば警察官について申しますならば、警察の規律よりも自分の政黨の規律に優先して従わなければならぬというふうな規律を持つておられるのがあるとすれば、

そういう政黨には入れないということになるわけですが、それでなければどの政黨あるいはどの結社に入つてもさしつかえないわけでありまして。

○佐藤(親)委員長代理 ちよつと御相談申し上げます。通告順が西村委員、門司委員、大矢委員、床次委員の順になつておるのですが、関連というのでずつとやつてしまつと、通告の先生におしかりを受けますので、関連関係をなるべく短くしていただきたいのであります。

○中井(徳)委員 先ほどの御質問に対して私関連でありますから、もう少し時間をいただきたいと思ひます。今問題はかなりデリケートな面があると思ひますが、こういうことについては現実の面で常識で判断なさるといふのであります。けれども、もう少し事情を深く御研究なさる必要があるのではないかと、このように考えます。

それから先ほどから公安委員會の性格とか任免とかにつきまして、西村さんからお尋ねがありました。そこで私も前に一度お尋ねしたのでありますけれども、関連いたしましたので念のためにお尋ねしたのであります。この警察法案の十條の二項であります。が「委員は、国又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。」というふうなことにあります。常勤でない職員と兼ねることができると思ひますが、このことは今度の非常な変革であります。私は原則としてけつこうであらうと思ひますが、ただ非常勤の各種の委員會がございまして、一例を申し上げますと、選挙管理委員會の委員というものがございまして

が、こういうものと国家公安委員會あるいは都道府県の公安委員會と兼ねるというふうなことは実際問題としてどうかと思ひますが、その辺のことについて政府は成案に際しまして、そこまで御研究をなすつたのであるかどうか。なすつておればそれに対する御見解を承りたい、かように存じます。

○齋藤(昇)政府委員 非常勤の職員と兼ねることができるといふのは、反面解釈になるわけですが、しかし、ならばいかなるものと兼ねても實際上それはどうであるか、さしつかえないかというお尋ねでございます。ことに例を引かれまして、選挙管理委員會の委員と兼ねることはどうであるか。これは選挙管理委員會も、何と申しますか、不偏不党、中正に執行する機関でございますから、そういう意味から申しますならば選挙管理委員會の委員と兼ねられることも何ら支障はないと存じます。が、しかし一方は選挙の取締りに当ります。一方は選挙を管理いたします。両方が公平中正であるわけで、兼ねてもさしつかえないと存じますけれども、しかしやはり選挙の取締り、管理というものは、できれば別の人がやつた方が望ましい、かように考えております。しかし法律でこれを禁止するほどのこともなからう。実際は任命をされるときに、都道府県の知事、府県会の議員の良識あるいは国会と総理大臣の良識というものによつて解決せられてしかるべきものだと考えております。

○中井(徳)委員 この点今の御答弁でわかるのであります。これはやはり李下に冠を正さずといひますか、法律

を改正することができれば、私はそこまでやつてもらいたいと思ひます。修正できればしたいと思ひます。修正をつけ加えておきます。

最後に、先ほど私は第七條の委員の資格につきましてちよつと触れましたが、「警察又は檢察の職務を行う職業公務員の前歴のない者」とのことについて一応御答弁がございましたけれども、その御答弁はあくまで警察官俸ができるのを防ぐとか、警察の非常な官僚化になるのを防ぐというふうな御答弁であつたように思ひますが、御答弁が、どうもその点において私は政府の答弁がしつくりと行かないのであります。私どもの解釈では、これを入れたこと、さらにまた現行法の公安委員會の制限の基本は、やはり警察という権力を背景として仕事をしておる。それになつておる人、それを防がなければならぬ。官僚化といふよりもやはり権力を行使してそれになつておる人を防がねばならぬ。従つて権力の非常な強いつた時代におつた人はなおさら悪い。私が憲兵とか海軍の憲兵関係をやつておる人を特別にお尋ねしたのは、現在の警察官よりも憲兵の方がさらに悪いという意味でお尋ねしたのであります。そういう意味から言ひますと、ほんとに民主化された警察といふものがあり得るならば、現在でも私はあると思ひます。従つて終戦後の警察の業務に携つておる人ならまだよろしいが、戦争前の日本が非常な警察國家であつた時代の警察、あるいは檢察の業務に携つておつた人は絶対にいけないというふうな解釈をして行きたい、かように考えておるのであります。その点についてさらに深い御答弁がい

ただきたい、かように思ひのであります。小坂大臣にもこの点ひとつ特に御見解を私は伺つておきたい、かように思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 なるほどおつしやいますように、いわゆる終戦前の権力機關にあつたものは、戦後の権力機關にあつたものよりも権力を振りまわす習慣がついていから、そういうものは厳に排除しなければならぬが、終戦後の官僚はみな非常に民主化してゐるからそれはさしつかえないじやないかという御意見だと存じます。一応私は賛意を表しますが、しかし終戦後でありまして、民主化された権力機關でありまして、やはり権力機關の中に入り込んで仕事をしております。民主化された中におきましても、自然にそれになじむといふこともありませんから、私は民主化といふものは、これは日進月歩進めて行かなければならぬ問題だと考えます。従つて終戦後の警察、檢察の職務にあつたものにおきましても、やはり権力になつておるという面から見ますと、そういう全然ないない良識を持つた人が管理をされる方が適當であらう、だから終戦後のものにつきましてもやはり排除した方がよろしい、かように考えるのでございます。

○小坂(國)大臣 齋藤國警長官の言われました通りでありまして、私も同じく思ひます。民主的管理を保證するといふ建前からいひますれば、この方面に對して非常にくらうとであるといふことよりも、むしろ一般の良識を代表する人によつて構成する方が適當であらう、こう考えまして第七條のようにしておるわけでありまして。

○中井(徳)委員 今私がお尋ねいたしましたのは、終戦後の警察または検察の職務を行う人はさしつかえないとは申しませんが、程度の問題において戦争前のような仕事をしておつた人の方がひどいじゃないかということを中心し上げたのであります。その点について、それはさうだということならば一応つけつてあります。私の関連質問は大体以上で終わります。

○西村(力)委員 基本規程の問題でございまして、やはり地方に管区警察局ができる、こういうことになりまうと、従来の基本規程はどういうふうにかわるか。報告をしなければならぬとか、その関係はどういうふうになりまうか、ひとつ長官の御答弁をお願いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 現在の国家地方警察におきましては、行政管理はすべて国家公安委員会、その線を通じて長官、管区本部長、隊長とございまして、そういう線からこの規程が出てくるのでございます。ところが先ほど申しましたように、今度の新警察法になりますと、府県警察は自治体警察でございまして、法律に規定をいたしておられます以外につきましては、何ら指揮監督あるいはその他のことをいたしません。従つて法律に書かれております基準というものは別の形式になつて残りますが、さうでないものにつきましては全部削除されます。さうに御了承願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 他刑法とか何とかに触れなければ行政罰になるといふことになりまうか。その点について大臣にお尋ねしたいのですが、現在教育基本法ですか、あれに、学校は政治的中立を保たなければならないという規定があるにもかかわらず、それを体刑をもつて臨むというぐあいに強くなり、この点は政治的中立を強く希求せられる立場であると思ふのです。

が、それと同様の立場で、警察官が政治的中立を侵した場合は、これは影響するところまことに大きい。先ほど申しましたようにちよつとした交通違反で呼び出されて行く。日本人全体はまだ、権力というものにおそれをしておられる。しかも事実上ある程度ひつかける罪を犯した場合において、さういふことを言われると、その者はへえ、さうですかとおそれるとともに引下つて来るに違ひない。それはどういふ政治的偏向というものは警察官にとつては重大なものであると思ふ。さういふことばかりでなく、大きくそれが作用した場合においてわれ／＼としてこれほど恐ろしいものはない、こう思われる、さういふ場合に警察官の処分を行政罰にする意思を持つていないかどうか。行政罰でなくて刑事罰、体刑なら体刑、さういふ方面までに強める意思を持つていないかどうか。私たちは教育の中立性維持というためにあつたような体刑までもつて臨もうとする政府の方針は、警察の行き過ぎに対する体刑までの決意によつて初めて了解される、それでパンスがとれる、かように思ふ。その点について小坂国務大臣の答弁をお願いしたい。

○小坂国務大臣 教育基本法におきまして教育の中立性を堅持しなければならぬといふことが明記されておるにもかかわらず、教員の政治活動があまりに偏向しておるといふ実情に基きまして、教育二法案が制定され、国会の御審議を煩わしておることは御承知の通りであります。警察官につきましても、さうした政治的偏向の実情がない。従つてさういふものを考へる必要はない、かように考へております。

○西村(力)委員 実情がないと言つたつて、それはもうないんじやなくて、たくさんある。私が指摘したのはそれはほんとうにこまかい問題ですが、それは大小にかかわらずたくさんある。しかもあればこれは決定的な一つの人權に対する侵害を来すものでございまして、さういふから必要なしといふものでは行かないとなれば、もし具体例があつた場合にはほんとうに刑事罰まで行くかどうか、その予測を持つただけでも、予防措置としてでも、さういふ場合にやる意思はないかどうか、さういふ点をひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○小坂国務大臣 教育者の場合は地方公務員法五十二条におきまして職員団体の職員の職務につくるといふことは、お教育公務員特例法におきまして、県単位の職員団体をつくるというものは許されております。なおその上に憲法に保障する結社の自由といふことで、国の単位の日教組というものができておるわけでありまして、さういふ団結をすることが警察官の場合はできないのであります。その団結する教員の力というものが非常に政治的な偏向を来しておる。これは法律に根拠を持つて出て来ておるわけなんです。警察官の方にはさうした団体的な行動ができないのであります。いやしくも団体交渉をするというふうなことができない。でありますからさうした偏向というものは現在も起きていないし、また近き将来においてもさういふことが考へられることはないのです。従つてさういふ必要はない、さう申し上げておるわけでございます。

○佐藤(親)委員長代理 門司君。

○門司委員 それではごく簡単に聞きまうから、ひとつ簡単に、わかりよく御答弁願ひたいと思ひます。最初に聞いておきたいと思ひますことは、第十六条の警察官の長官は警察官でございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 さうでございます。

○門司委員 警察官の長官が警察官であるといふことになつて参りますと、もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、国家公安委員会の長は大臣である。さうしてその警察官であります警察官の長官を任命するに総理大臣が任命するようになっておりますが、これはやはり内閣を代表するものであるとするならば、私は総理大臣の任命でなくして国家公安委員会の任命の方が正しいのではないかとさういふように考へますが、どうなのでありますか。

○齋藤(昇)政府委員 それは現在国家公安委員会が任命をするといふことになつておりますので、それは現行法の建前といたしまして、これは一つのやり方であると思ひます。しかしながら政界の政治責任という面を強く考へました場合に、長官の任免を、総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命をするといふのも一方法である。現行法は国家公安委員会が総理大臣の意見を聞いて任命をするとなつておりますが、これは政府の責任を重く見、さうして長官の人事管理面を正しくすることによつて、警察の責任の一端を政府が負うという面からいたしますと、この法案の考へ方が適當であらう、かように考へて原案を作成いたしました次第でございます。

○門司委員 その点が私にはわからぬ

のです。さきから申し上げておりますように、公安委員会の委員長は、今度は大任であります。従つてこれは閣僚であることに間違いのない。従つて内閣を代表してこれがやつて、任命は総理大臣でなければならぬといううりくつにはどうしてもならないと思う。同時に日本の今までの行政組織の中では、外局の長であります場合には、内閣総理大臣が任命することはいいかもしれない。しかし警察庁の長官が警察官であるということになつて参りますならば、これを総理大臣が任命をするという事はあまりにも大きな過ぎやしないか、どうもほかの庁とのつり合いがとれなさすぎやしないかといううりにおれ／＼は思います。従つて国家公安委員会の長官は大臣がなるのだから、どうしても私はそれでなければ／＼が悪いと思う。ほかにこういう例がありますか。総理大臣がそのまゝ任命するというのが……

○齋藤(警)政府委員 たゞは調達庁長官はやはり総理大臣が任命いたしてあります。最高検察庁の検事総長は、これは法務省の所屬機関であります。法務大臣が任命するのでなくて、内閣が任命するのであります。従つてそういう例はあると思います。

○門司委員 これは非常におかしいと思ふ。なるほど検察庁は行政府に属することは一応わかつております。しかしこれは普通の行政府ではございませう。やはり三権分立の建前から身分を保障された一つの行政府であります。私はこれを必ずしも一般行政府と同じように考えることは少しこじつけりくつだと考えます。調達庁の長官はなるほど総理大臣が任命しております。し

かしこれは担当の國務大臣がおります。長官は大臣ではないのであります。従つてこの場合の警察庁の長官とはおのづから違ひ。同時に、警察庁の長官は、警察でありまして限りにおいて、この警察法に規定されております。すべてのものを守らなければならぬ立場に置かれておる。われ／＼はこういうふうに出て参りますと、どう考へても現職というか、悪い言葉で言へばよろいを着るというか、の警察官が総理大臣の任命であつてはならないと思ふ。かつての警保局長でも、あれは警察官ではなかつた。警察に対するある程度の指揮命令はするが、しかしこれは背後であつたことに私は間違ひないと思ふ。この点は、警察官である以上は少くとも国家公安委員会という外局の長が、しかも今度は大任になつておるのでありますから、この外局の行政委員会でありまして公安委員会がこれを任命するのが私はどうも正しいと思ふ。内閣総理大臣が現職警察官を任命することは少し行き過ぎだと思ふ。私は今の答弁だけではどうしても承服しがたいのです。

○齋藤(警)政府委員 これはどちらが正しくてどちらが正しくないかという問題でなくて、この警察の運営について政府と警察の関係、また警察の中立性の関係という点から考えまして、どちらがよろしいかという問題だと考へます。政府といたしましては原案が適當であるというので、かような案を出したわけでありまして、

○門司委員 これがこの警察法の非常に重大なところでありまして、警察官であります限りにおいては、この警察法に規定されておりますすべての職務

権限を一人で握つておるわけでありまして。そういたしますと、これは次田先生の論の中に書いてありますが、この警察庁の長官がリーダーをやるうと思へばやれるのであります。この人はすべての警察官を指揮命令監督する現職警察官としての権限を持つておるわけでありまして。私はこれは警察庁の長官についてこそ権限を持たしたのでは、少し持たせ過ぎると思ふ。この警察法のすべては警察庁長官は守らなければならぬ。現職の警察官なら犯人の逮捕でも何でもやるでしよう。そういうことの指揮監督もできるでしようが、しかし単に警察行政を指揮監督するといふのなら背後でたゞきんだと思ふ。警察官である限りは現場に至るまでやらなければならぬ権限をはつきり持つておる。ここに非常に大きな危険性があると思ふ。だからたゞいまの齋藤君の答弁のような、どこでもいゝのだといううなことで済まされたいと思ふんです。この点はここに出て参つております警察法では、特に重大な事項であります。この条項をこのまゝ今の答弁で見のがすわけには参りません。これは大臣が一応お聞きいたしておきますが、私が先ほどから申し上げておるようなことで、もし警察庁長官が背後でなくて、単なる行政警察をつかさどる、あるいは企画その他をやるというのでは、現職警察官であるといふことになつて参りますと、先ほどから申し上げておるような危険性が必ず出て来る。また可能性があると思ふ。それに対して大臣はどうお考えになりますか。一応御所見を承りた

○小坂國務大臣 御意見のほどは承りましたが、可能性の問題といたしまして、そうした独裁を警察庁長官ができて、かといふことになりまして、公安委員会という制度がありまして、その委員は次田さんの論文には抜けておつたと思ひますが、公安委員会というものの管理に服するといふ前提での警察庁長官は、いわゆるベリヤのごときとはできぬことになつておる、私どもはそう考へております。

○門司委員 これは公安委員会の管理のもとに言ひますけれども、この警察法には、こういうことを警察官としてやつてもいいということがあやんと書いてあります。警察官の行動といふものは、この警察法に示してあることは全部警察官である以上やれるんです。私はこの点に非常に危険性があると思ふ。今度の齋藤同警長官の地位といふものは、同地方警察として一つの限られた範囲においてであり、またその限られた範囲内においては、事務局部といふようなものでなくなつて来る。現職の警察官がすべてを支配して、警察官としての任務を遂行することになつておるもので、これは単に公安委員会をこれに束縛しようといひたしても、それは警察庁長官にまかせられた範囲内であるにおいて、公安委員会はいかんともしがたい、こうなりはしませんか。

○齋藤(警)政府委員 警察官としての職務権限はここに書いてございまして、これはこの条文に示しております。また、都道府県の警察官はその管轄区域内で原則といたしまして職権が行えるというわけでありまして、そうでない管区、あるいは警察庁の警察官

は、ふだんにおきましては現行犯の逮捕、これはだれでもできるわけでありまして、それ以外にはできません。従ひまして緊急事態の布告がありました場合には、その布告の地域内におきましては、長官も警察官としての職務権限を行使いたしますが、そうでない場合は職務権限の行使は警察官としてはございせん。緊急事態の場合、あるいは援助の要求があつて援助に行つた、これも都道府県の公安委員会からの要求があつて行つた場合であります。従ひましてたゞいま仰せになるような御心配はないと思ひます。

○門司委員 今の御答弁は、警察庁長官としての都道府県警察に対する指示事項といふものはここに書いてある。しかし警察官としての任務、警察官としての職務もあるわけでありまして、従つて最上級の警察官であります限りのにおいては、私は都道府県のすべての警察官といふものが、やはりそこから指揮命令されることは当然でありまして、決して限られた地方の自治体の、今日行政警察にひとしいようなものだけが大体限られておる。その他の警察といふものはやはり国がこれを握つておることに間違いがないと思ふ。従つて行政警察の面くらのものは何も地方の自治体にあるから、それまで権限が及ばないのだ、その辺まで何も権限を及ぼす必要は毛頭ない。私はまったく大きな立場から言へば、明らかにこの警察法で、警察庁長官も、これを一警察官として行ひ得る、また指揮命令することができるといふことになる。これほど危険なものはないかと思ふ。だから何度でも繰返して申し上げるやうであります。納得が行きません

から申し上げておきますが、もし警察庁長官がこの警察法の範囲内において、クーデターをやればやれると思ひます。そうした場合には、一体国家公安委員会にこれに対してどういふ権限を持つておられますか。ただ罷免と懲戒の要求をする権限を持つておられるだけでしょうか。

○齋藤(昇)政府委員 門司委員は前提においていふごとき誤解をしていらつしやるのじやないかと存じます。警察庁長官としてはこれだけしかできないが、警察官としては何でもできるとおつしやいます。それは非常な誤解でございまして、この警察庁長官の職務権限として書いてあります。事務以外を、ふだんにおいて警察官として執行ができるといふ点は一つもございせん。現行犯の逮捕、あるいは防犯の要求があつて行つて、その警察官としてやる場合以外、これはないのでございまして。その点は誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○門司委員 私は誤解だと言われると少し聞かなければならぬ。警察官である以上は、警察官としての職務を執行してもちつともさしつかえないでしよう。警察庁長官として定められた部分はあるかもしれない。しかし一方においては警察官としての身分と職権があるわけですね。これは同じことでしょうか。

○齋藤(昇)政府委員 それは誤解をしていらつしやいますので、たとえば東京の警察官は、東京都内において職務権限が行えるのであります。ただ警察官であるからといって、どこへ行つて何でもやれるというわけではございません。管区本部の警察官、警察庁の

警察官というものは、ふだんの管轄区域がありません。従つてふだんは職務権限の行使ができませんのであります。これがどこかの都道府県に所属されて、初めてそこで警察官としてのこの権限が行使できるのであります。その点は誤解のないようにお願いしたいと思ひます。

○門司委員 その点は誤解しておるかどうかからいふが、あなたの方で誤解してゐるんじゃないかな。一つの警察官としての任務は、警察官である限りにおいてはあつてははずす。警察官でないというなら、今のような答弁でないと思ふ。限られた指揮命令の範囲しかできないのです。それ以上はやれないのだといふことではないかもしれな。しかし警察官である限りにおいては、ここに列挙されている範囲内においては、公安委員会がさしつかへも何も受ける必要は毛頭ない。まかされておる範疇は警察官として自由にやれると思ふ。私はこういう点は何度も押問答をして進め行くようですが、今の齋藤君の答弁はどうしてものみ込めない。それはそれとして、その次の条項に入りたいと思ひます。

次は第十七条であります。これについては先ほど来北山君から非常にたくさん聞かれておりました。そうして国家行政組織法の八条との関係その他がかなり聞かれておられますので、きょうは私に書いておきたいと思ひますが、一応これを省略しておきたいと思ひますが、あるいはまた答弁でひつかかつて来るかもしれません。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、第二十一条であります。二十一条の二に「機密に関する」と書

いてありますが、この「機密」というのは警察庁内の機密であるのか、あるいは犯罪捜査の機密であるのか、その点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○柴田(達)政府委員 これは各省庁設置法等にある明文でございまして、いわゆる官房事務の中の秘密的な仕事といったような意味でございませう。警察に関する機密のものはございませう。特に「機密に関する」といふことはどこにもあるものであります。

○門司委員 次に二十二条の警務部の所掌事務のところでありまして、第二に「警察職員の福利厚生に関する」と書いてありますが、この「警察職員」といふのは一体どれだけの範囲をさしておられるのか、その点をひとつ聞いておきたい。

○柴田(達)政府委員 警察職員の範囲は、当然警察庁の職員、それから府県職員のうちの国家公務員の者、これが入ります。しかし特別法に基づいて共済組合の仕事でございませうか、そういったようなことにつきましても、府県警察の部分についてもそれに関する仕事をする場合が例外としてあり得ると思ひます。

うございしますが、福利厚生に関する今の構想を一応知らしておいていただきたいと考えております。

○柴田(達)政府委員 この「警察教養」は、学校におきます教養と一般の勤務を通じますが、一般教養の両方を含んでおるものでございませう。

○門司委員 これはちよつとあとさきになりますが、この先をちよつと考えてみますと、三十二条には管区学校があり、それから同時に二十七条には警察大学校がある。それからさらにその次の都道府県警察に参りましても、やはり都道府県警察学校がある。三つの警察学校制度がしかれております。

○柴田(達)政府委員 今御指摘がありましたような三つの段階においての学校におきます学校施設の維持管理のほかに、それらの三つの学校におきます教養課程の教科目でございますか、あるいは今御指摘のありましたような教材の中で、特に地方においてその教科目の関係上統括的につくつた方がよい点があるすればこれを御

質問があつてお答えをいたしました。五条の警察教養につきましては統轄の意味でございしますが、これは中央がこまかいことまで全部やつてしまふという、そういう統轄というつもりでございまして、学校教養に例をとりますと、教科課程をきめるといふようなことについてはやりましても、それに基づいて地方々々においてまた独自の教養方をそれをまた教えて行く、あるいは特別に必要なものを追加して行くといふことは、もちろん府県警察で自由にやれる余地があるわけでありませう。

○門司委員 私がこのことを聞きまして、現在同警本部が教科あるいは教養に名をかりて、という少し悪いかもしれないが、かなり強い教科内容を指示しているのじやないかという疑念は実は持つておるわけでありませう。なるほど本に書いたものは大したことは書いてないようでありませうが、個人の意見としては、かなり中央集権的な強い教科内容を持つて教授が行われていると思ふ。そのことは、地方の自治警察の警察官というものが東京の大学にまわつて参りますと、大学は全部国警の仕事になつておるといふことで、国警の警察官がこれを教育しておる。従つて地方の自治体の機能というものがあつて程度削減されていやしないか。いわゆる教科的にこれが削減されている危険性がかなりあると思ふ。この事例をあげると言へば、私は少し行き過ぎの例をあげられないわけではな。しかしあなたの方が書いてゐるものについては大したことは書いてないようではあるが、個人々々の教養の内容につ

察としての色彩がたんに薄らいていく一つの大きな原因がここにあるということをわれわれは考えなければなら

書いてある。いわゆる繪巻落。空安齋通信部に書いてあります。このことを考えてみますと、前には所掌事務の中

現在に言っているわけでございますが、この二部を統合統一いたしま

おきましては警備部の所管になつて
ります。それから先ほど御指摘の管

○柴田(達)政府委員 三十一条の管

警察局の公安部は、先ほどお話し上げましたように、警察庁におきましては、刑事部、警備部の両方の仕事に当るものでありまして、その二部を一部に、出先機関でございまして、従つて先ほど来お話の警備警察に当るものは、管区警察局の中ではこの公安部に入るわけでありまして、二十三条の保安警察というものは、この公安部というのとは意味が違います。

○門司委員 その次に二十四条について一応お聞きしておきたいと思ひますが、二十四条に「警備及び警備警察」と書いてありますが、それは、ただいま承つておりますが、この警備警察の中で、治安関係といひますか、俗に言ふいわゆる行政警察以外の治安関係は、ここでやるのだというように解釈してよろしいやうにございませうか。

○柴田(連)政府委員 さうでございます。

○門司委員 そういたしますと、その中に含まれておりますものが、先ほどから言つておりますやうな、例の集会あるいはデモ行進等の現場の調査、いわゆるこれが思想警察としての思想の取締りや何かやる一つの危険性を持つてゐるものでありまして、特高とまでは行かないが、やや特高に近い仕事をしているといふことは事実であります。だからそれについては、その職務内容でこの際ごく簡単によろしくいひますから、一応お聞きせ願ひたいと思ひます。

○山口(憲)政府委員 警備警察といひまして、ただいまやつておりますのは、いろいろの社会的な事件が起ります際に、それを制服の部隊で鎮圧する

ということが一つありますが、しかし事が起りましたから鎮圧に出動するというのでは非常に手遅れなんです。従ひまして、そういう事件になるおそれのある動向について情報を集めるといふこともやつておるのであります。ここに書いてあります警備と警備警察という意味は、大体さういふことであります。次の警邏と申しますのは、これはいわゆるパトロール、外勤の関係であります。

○門司委員 それは逐条説明で一応聞いています。なぜこの条項をやかましく聞かんとすると、たとえばメーデーがあると、現実には警察官が労働者の中に入つてゐる。それは顔を知られた諸君が知らぬ顔でゐるのです。あれなど明らかに昔の特高の行為と見てさしつかえない。これはどこへでも行つてごらんない、すぐわかる。メーデー事件などの場合においても、やはりある程度警察官が挑発したとか何とかいわれてゐるけれども、必ずあの中に入つてゐる。横濱のメーデーに出たが、やはり知らないと言へないものであつて、顔を知られた諸君が入つてゐる。これは情報をとるといふこともかまされませんが、これが今のように市町村警察である場合には大した影響はないのであります。公安委員会がついておられますし、警察が身近にある関係から大した問題ではありませんが、これが今度のような組織になつて来て、警察官と住民との間に親しみがなくなつて来る。いわゆる警察官といふものが、どこからいつ来たのかかわからないやうな状態になつて来る。この制度はだんだん昔の特高に返つて来ると思ふ。この危険性は必ずあ

ると私は思う。しかしこの警備警察の内容については、さういふことのないやうに警察自身で自衛することができまうか。現実には私はやつてゐると思ふ。

○齋藤(昇)政府委員 新警察法になりましてやはり警察、たとえば横濱の警察は横濱にあるわけではございません、住民と非常に密接な連絡を朝夕持つてゐるわけではございません。これを公安委員会が管理をしてゐるのでありますから、さういふ御心配は私にはないと思つておるのであります。形の上で何かさういふ心配があるのじやないだらうかといふことのお尋ねでございますが、むしろさういふ面は国家公安委員会あるいは都道府県の公安委員会なり、民主的な管理機関が十分さういふ心配をなすように役立つ機関である、かように考えるのでございませう。

○門司委員 それはとてもできない仕事であつて、今度の警察法ができればこの条項がかなり特高的役割をするであらうといふことは、一応私には言えるのであります。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、「第七十条の緊急事態に對処するための計画及びその実施に關すること」と書いてあります。これは公安委員会が、この規定からいいますと、一応内閣総理大臣なら内閣総理大臣に話をした場合、大体ものの順序として、内閣総理大臣が単独で、公安委員会に相談しないで命令をさすといふやうなことは、法律にあつてもさう簡単にはできないのではないかと考へておるのであります。ここで書いてありますやうに、緊急事態に對処するため

の計画及びその実施に關するものといふことは、すべて警備部でやるということになつて参ります。警備部の仕事といふものはある意味においては今回の刑事警察と、それからそれを除いたその他の行政警察とを全部、ここで持つてしまふやうなことになるはしないかといふやうなことは考へるのであります。従つて警備部の仕事といふものは非常に大きな仕事になつて来ると思ひますが、この場合の計画及び実施に關するものといふものは、さういふものを一併予定されておられるのか、一応お聞きを願つておきたいと思ひます。

○山口(憲)政府委員 これは非常事態に備へまして、たとえば警察官の非常召集の方法であるとか、あるいは召集された警察官の部隊の編成の仕方でありまして、あるいは活動に必要でないやうな輸送機関その他の裝備の準備計画であります。さういふものであります。さうして警察庁といひましてはそれらの警備計画につきましては基準等について示すというものが、警備部の仕事であります。

○門司委員 それではその次の付属機関であります。この場合の警察大学の問題はちよつと聞きましたが、学校を三つにわけたという理由であります。それは何か特別の理由がありますか、ここにはみなおの／＼書いてあります。たとえば警察大学は「上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に關する學術の研修をつかさどる。さういふやうに書いてあります。また警区本部であります。地方局にはそれ／＼さういふことを規定してゐるやうであります。この学校を三

つに置かなければならないといふ一つの考え方でありまして、私はどう考へてもこの学校が三つあるといふことは、これは少しく教育の上で行き過ぎではないか、いわゆる階級制を非常に強くなることのために、さういふものが出て来るのじやないか、同時にこれは階級をこしらへる危険性を持つてゐないかといふやうに考へられるのであります。たとえば大学を出た者がなければ警部になれないとか、あるいは今の地方の管区学校で出た者がなければさういふ昇進ができません、さういふ規定をこの中に設けるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 三つに分けたのは、それ／＼その教育の内容とそれから入学する生徒の質が違つて参りますから、たとえば都道府県警察では初任教育を中心としたしまして、巡査、巡査部長等の特殊の一般教育もやりますが、これは非常に数が多いのですから各都道府県にわけ置かなければならい。管区学校は巡査部長あるいは警部補になる者の教育をいたすところでございます。この数は巡査、巡査部長、ことに初任教育に比べればずっと減ります。それでも大学で警察の最高幹部として必要な教育をいたします人数よりは多いわけでありまして、管区程度にわけ置かざるべしと、収容人員その他から支障を来すわけでありまして、警察大学は警部あるいは警視といふ者を教育するわけでありまして、これを各府県にやらせるといひましても、やらせる職員を各府県にばらまくわけにも参りません。これは事柄の性質上当然こうならざるを得ないのでござ

ざいます。われ／＼といたしましては、今日ではできるだけ教養を高めることが、警察の民主化あるいは警察の能率の増進に肝要でありますので、従いまして警部になりまします者は、これは警部の試験を受けて、これに合格した者が警部になるわけでありまして、その前にできるだけこの試験に合格した者は、まず警察大学で最高の教養を受けるということをお願いいたしてあるのとあります。また警部補の試験に受かるという者は、警部補になる前にできるだけ警区学校でその教養を受ける、かようにいたしたのであります。

○門司委員 これは国家公務員法、地方公務員法のいわゆる研修の資格条件との関係がありますか。

○齋藤(昇)政府委員 そういふものはございせん。地方公務員ならばどう、国家公務員ならばどうということにはございせん。

○門司委員 その点ははつきりしませんが、あとでどうせ附則のところでも少出て来るようでありまして、そのときに、もう一応この点を明確にしたと思ひます。それはさつき申し上げましたように現在国家公務員、地方公務員は試験制度をやっておりますので、試験を受ける者との競争がありはしないかと考えて聞いたのであります。が、ないというなら、応さういふことでこれをおきします。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、皇宮警察のことについて一言だけ聞いておきますが、皇宮警察を特殊の警察として認めなければならぬ理由がどこかございしますか。

○齋藤(昇)政府委員 皇宮警察は主として警護、警備というのが主でございます。

○門司委員 警護、警備といふことは、従つて犯罪の捜査とか、そういう面よりも警備、警護といふものに特に習熟させる必要があるのでございます。これはずつと旧制度の時代から皇宮警察は一般の警察と若干色彩のかつたものとして置き、また教養もいたしておるのでございします。

○門司委員 せつかく警察法を改正するならば、この皇宮警察という特殊なものをやめて、そしてこれは警視庁なら警視庁にまかせた方がいじやないか。そうすればこの前の二重橋事件のような事件が起らなくて済むじやないかというように考えますが、今の御答弁であればそれでいいと思ひます。

次に聞きたいと思ひますことは三十条であります。三十条の中に、北海道に警区警察局を置かなかつた理由は一体どういふわけでございますか。

○齋藤(昇)政府委員 北海道は全体として一つの道警察になりますので、ここに警区を置きますことはまづたぐの重複をいたしますから、その必要を認めなかつたのであります。

○門司委員 私の聞いておりますのは、現在の北海道にもちやんと一つの警区本部が置かれておる。同時に北海道の警察は一つであるからということでありまして、北海道はその中がずつとたくさんにわかれておりました。やういふ方面警察といふものができておりました。これは御存じの通りであります。従つてこの方面本部といふものと、警察庁の警区本部といふものは、必ずしも一致したものでないのではありませんかと私は思ひます。そういたしますと、北海道にありますが本部は、この警区本部の仕事と同じ仕事をする、い

わゆる併用してやるといふふうに考えてよろしうございしますか。

○齋藤(昇)政府委員 大体その理解していただいて間違ひがないと思ひますが、ありますが、今日の制度では、北海道は各方面隊が都道府県警察に相当するものになっておりました。その上に警区本部があるわけでありまして、ところが今度の制度によりまして、北海道警察といふものが一つになりまして、ちやうど府県に匹敵する警察になるわけでございます。ただその一つの府県警察に相当いたします組織ではあります。が、しかし地域があまりに広うございしますから、方面本部を北海道本部の下部組織として設けるという趣旨にいたしましたのであります。実際の働きは現在の警区本部、方面本部といふものが、今度の新しい機構では一つになつたと考えていただいて大して間違ひがないと思ひます。

○門司委員 そういたしますとこれは組織の上でまづいのはありませんか。北海道は自治警察だとおしやるのであります。が、自治警察と、国家警察の下部組織である警区本部といふことが警区警察局と併用してやるといふことになりまして、ここで初めて国家警察と地方警察が一つになる、こいうことになりはしませんか。

○齋藤(昇)政府委員 そうではあります。北海道は今度道全体として一つの自治警察になつてしましますから、現在各方面隊がそれぞれわかれた別の警察であるために、その連絡をはかるために警区がありまして、その組織を御破算にしていまして、北海道全体が一つの自治警察といふことになるわけでありまして、従つて警

区本部といふようなそういう役割をするものは、北海道ではいらぬ、北海道の道警察はこの警察庁のやる仕事に關係いたしましては警察庁の直屬になる、かようなわけでありまして。

○門司委員 それがよくわかりません。国家警察と地方警察のけじめをつけようとするのは、その点をやばりはつきりさせなければいけません。地方警察の中に、国家警察の警区本部と同じような仕事をさせるというのは混乱して来るでしょう。この点をもう少しあなたの方ではつきりしておいてもらいたいと思ひます。もしこの警区警察局を置くとするならば、北海道にも置くべきである。そしてやはり国の警察庁の出先機関としての仕事をこれにやらすべきである。おのずから命令系統といふものは違ふ方がよいのではないかと私は思ひます。同時に北海道に対しては通信事務だけであるといふようなことがここに書いてありますが、やはり方面における仕事を別々にさせておくべきである。こいうべきである。こいういふ点から考えると、どうしてもこいう警察庁の出先と地方の自治警察と一つにするといふようなことは、やはり国家警察のしつぽがこんなところに出ておるのではないかと私は思ひます。これは地方警察も自治警察もいではないか、これは国家警察だから一つにしておくのだといふことになるのではないかと申す。その点はそれでよろしうございしますが、その次に聞いておきたいと思ひますことは警区全体の問題であります。

警区全体も実際はいらぬのではないかと私は考えておる。こんなものを置いておくからい／＼な問題が起つて来るのである。この間も同僚の大石さんから、姥捨山という言葉で大部分攻撃されておつたようでありまして、まづたくその通りだと思ひます。少くともこの警区本部を置いてそこで各都道府県の警察を指揮監督するといふこと、それから同時に三十条を見て参りますと、これはまづたく五条にありますが所掌事務をそのまゝ受継いでおるのであります。どこが違つておるかと言へば、わずかに「警察の装備に関すること」と「皇宮警察に関すること」「警察に関する諸制度の企画及び調査に関すること」が除かれておるだけであつて、あとは本部の仕事そのまゝまる写しにしておる。これはまづたく一つの出先機関である。

〔佐藤(親)委員長代理退席、委員長着席〕

従つて地方の道府県警察といふものは、一方において警察庁の長官がこれだけの所掌事務について指揮監督し、同時にその下にはさらに警区の局長がまた同じことを指揮監督することになつておる。これは明らかに組織の上の二重制度であつて、こいうものはおやめになつたらどうかと考えるのだ、これをどうしようかと置かなければならぬ理由が何かございしますか。

○齋藤(昇)政府委員 たゞ／＼申し上げておきますように、今日の犯罪は非常に広域にまたがつておりますので、従つて犯罪情報の交換にいたしましたも、あるいは犯罪が發生いたしました場合の連絡にいたしまして、非常に緊密に府県の区域を越えていたさなければならぬのでございします。また前大臣もたび／＼申しておられますように、同時多発の大きな事件が方々に起

るといふ場合におきましては、どうしてもこういう管区程度の範圍を常時見て行くといふ機關がありませんと、時宜に適した方策がとれませんので、さような意味からどうしてもこの管区が必要である、かように考えておるのでございます。

○門司委員 これは討論するわけじゃないのでありますが、この警察管区というものは、実際問題からいえば今の警察制度ではいらいぬのです。この警察管区本部を考えられた、警察法をこしらえた当時の状況というものは、今のうちに保安隊があつたり、自衛隊があつたりしなかつたのであります。日本の治安をどう保つかということで、これを単に一つの地方の自治警察あるいは国家地方警察だけにまかせておいたのでは、いろいろな騷擾、内乱があつた場合に困るだろう、その場合にはやはり管区本部というものがあつて、ここに少数の警察官を養成しておいて国内治安の維持をすることがよいだろうということを最初に考えられた、そのときの遺物なんですよ。今のように警察が充突して来て、そうして同時に一方あんな変なものをこしらえておる以上は、ほんとに二重の組織であつて何にもならないと思う。かりに横浜でしたら、東京に管区本部を置きまして、うが、横浜の場合は東京に持つて来て、そうしてそれが両警の本部に入るといふようなおぼたなことは私はやめたいと思います。ただちに両警本部に入つた方がよいと考える。通信にしても二重の手間がかかつて何にもならない、コードの問題にしても二重にコードを使わなければならぬ。こういうことはほんとうに警察行政の上ではその必

要のないものであつて、昔はこういうものはなかつたはずであります。こういうものはおやめになつた方がよいと思ひますが、どうしてもやめられないのは、ただいま申されましたような同時多発的の問題が起るようだから、こういうものを置くということだが、これは昔日本が無防備であつて、警察予備隊も何も持つておらなかつた時代に考えられることであつて、今日の時代には何にもならないことであると思ひますが、ただそれだけの理由で置かなければならぬのか。そのほかにか非正常態があつたときに役立つというのか。あるいはもう少しつつ込んで聞くならば、いわゆる警察庁の地方における課題というが、目付役のようなものであつて、そうしてこれが——地方の自治体警察と申されておりましてから一応自治体警察にしておいてよいかもしれませんが、道府県警察を指揮監督すると書いてあるから私はその通りだと思ひますが、こういうように二重の監督組織になつておるようにわれ／＼には考えられるが、そういう必要がございませうか。

○齋藤(昇)政府委員　ただいま仰せになりましたように、緊急事態の際には、最もこの機関を必要とするときになるのでございますが、そう、いうような緊急事態でありませんが、その管内の治安の情勢につきまして、各府県から報告を受けたものをまとめて分析する、そして必要な連絡をするということとは、今日のように犯罪が非常に広域になつて参つております災情におきましては、この機関がありまじきまじきと、どうしても円滑な警察の実施が困難に相なるのでございます。今日の保

安隊あるいは自衛隊というものがないときには必要であつたが、これができようになつたならば必要がないという仰せでございますが、これはさようではございませんで、今日の保安隊にいたしましたもあるいは予備隊にいたしましたしても、騒擾内乱等の場合に警察にかわる機関ではありませんで、警察の力の及ばない際に出動をいたすものでございます。しかもその機能たるや普通警察のやつておるような訓練、装備ではないのでございますから、保安隊や自衛隊ができたからといつて、この管区の果しておりました役割があらうの方に吸収されて必要がなくなる、こういうものではないことを御了解いただきたいと思います。

○門司委員 七十一條から七十二條に
 そういうことが書いてあります。非常
 事態の場合の管区警察局長の任務を
 書いてあります。しかし七十一條の規
 定を見てみますと、非常事態の場合
 は、内閣総理大臣が直接警察庁長官
 を指揮監督することができるようにな
 っており、これを考えあわせて参りま
 すと、今の齋藤君の答弁のようなこ
 とではないのじやないですか。實際に
 非常事態の宣言が行われた場合には
 この七十一條、七十二條にはあなた
 の答弁のようなことが確かに書いて
 ありますが、實際問題としては、この
 七十一條に、ただちに総理大臣が警
 察庁長官を指揮監督することができ
 るものでないか。警察庁長官はむろ
 ん府県の警察本部長の指揮監督もや
 りますが、ここにこういふ管区警察
 局長があるものだから……。七十一
 條あるいは七十二條にその任務が少

しばかり書いてある。私は、今のよう
な御答弁ではこの必要を実は認めない
わけでありまして、これはよいけないも
のであると考えなければならぬと思
います。

つきまぢよつと申し上げましたように、北海道の地方警察に通信部を特に置いておるのであります。これは非常に地域が広いから特に通信部が必要だということに大体なると考えておるのであります。この場合に「北海道地方警察通信部の位置及び内部組織は、総理府令で定める。」と書いてあります。これは北海道の警察本部が——自ずから治体警察であるということにいたして参りますと、さつきの御答弁のように、管区本部の仕事と同じような仕事を兼ねてやるということになつて参りますと、総理府令で定めるだけでよろしいのかどうか。やはりこれは、北海道の警察本部にそれらの権限をある程度つかせる方がやりよいのではないかというように私は考えるわけでありまして、内部組織その他が全部総理府令で定められて行くことになるかと、北海道の本部の意見がこの中に入るのか入らぬのか。その点を一応聞いておきたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員　通信施設の維持管理は、原則といたしましてすべて警察庁が行うのでございまして、都道府県内の通信施設の維持管理にいたしまして、これは管区の通信部が直接行うのでございます。北海道におきましては管区はございませんが、北海道内の通信施設は警察庁が直接行いますので、さような意味でやはり通信部を置いておく必要があるわけでありまして、

管区がありません。でも、通信施設の維持管理という面から必要でありますためにこれを置くのでございます。

○門司委員　あと職員の数でもう少し聞いておきたいことがあります、非常におそくなつておりますので、ただただ一点だけ聞いておきたい思います。

第三十五条に「警察庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。」というふうに解釈することがよいと思ひます。が、その通りでありますか。

○柴田(達)政府委員 さようでございます。

○門司委員　私もその通りだと考えておりますが、「別に法律で定める。」と書いてある。これはそれほど大きなものですか。ほかのところは、われ／＼政令に譲るべきでないと考えているところであつても、総理府令であつたり政令で定めると書いてありますが、こだけ特に「別に法律で定める。」と書いてあります。これはやはり国家の定員法か何かで定めるのですか。

○柴田(産)政府委員　お説の通り、行政機關定員法のことをこの法律は意味しているのでありまして、国の行政機關についての定員は、現在は定員法でみな定めることになつておる。警察庁も国の行政機關として、国家公安委員會に属する総理府の一つの機關でございします。国の行政機關として行政機關定員法の中でもきめなければならない。現在も國家地方警察本部並びにその付属機關のようなものは、行政機關定員法できめているわけであります。その意味におきまして、これはほかのいろいろな行政機關設置法等にもある通り

「別に法律で定める。」ということを書いただけであります。

○門司委員 もう一つ聞いておきたいと思ひます。この警察庁の中に皇宮警察の關係はどの範圍まで入りますか。

○柴田(達)政府委員 この警察庁と申しますのは第三章の全部でございまして、いわゆる内部部局と付属機関、地方機関全部を含むものでございまして、皇宮警察本部はその付属機関の一つでございまして、この警察庁の中に入っております。

○門司委員 そうすると、皇宮警察官はすべて国家公務員、こう解釈してよろしいですか。

○柴田(達)政府委員 さようでございします。

○門司委員 きようはこの程度でよいです。

○中井委員 北山さん。

○北山委員 先ほど閣連質問の申込みをしたのですが、その後ずつと問題が移つてしまいましたが、警察職員の服務に関する宣誓書案というものが出ておるのです。今後新しい宣誓法ができればこういうような宣誓書を出すのだというふうなお話でございしますが、それは一体どういふふうな根拠に基いてやられるのであるか。新しい警察法ができれば新しい国家公安委員会がこういふような案をおさくおつくりになると思ふわけで、今この法案を出された政府としてこのような案を出すのは一体どういふ根拠に基いていられるのであるか。ただこういふような案になるではないかという想像であればこれは格別ですが、こういう案をばん／＼ぽん／＼出されたのはどういふ根拠に基いておるのですか。

○柴田(達)政府委員 国家公務員なり地方公務員なりは、服務の宣誓の義務をそれ／＼国家公務員法、地方公務員法によつて負うてゐるのであります。国家公務員法におきましては九十七条に「職員は、人事院規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない」とございまして、地方公務員法の三十一條におきまして「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない」とございまして、国家公安委員会につきましては国家公務員法が準用され、あるいは都道府県公安委員会については地方公務員法が準用されるというところをこの警察法に書いてあるわけでございまして、それによりまして宣誓の義務を負うてゐるわけでございします。従つてこの宣誓文の内容も、その定めるところの国家公務員については人事院規則によりまして、地方公務員につきましてはそれ／＼の府県の条例によりまして、それから国家公安委員会につきましては、この法案の第十條に基きまして総理府令により、それから都道府県公安委員会につきましては四十二條の規定によりまして地方公務員法が準用されますので、これまた条例によりましてそれを根拠として定めることになる次第であります。

○北山委員 それはわかつておるのですが、そういうものが出てからどういふふうな宣誓書をつくるか。それは条例なり人事院規則で定まることであつて、将来こういふふうな宣誓書を出しになることはどういふ根拠で言われるのであるか。それは新しい公安委員会のなりやういふものが出来なければならぬと思ひます。

○柴田(達)政府委員 参考までにお配りいたしました宣誓書の案がいかなる根拠であるかというお尋ねであつたかと思ひます。これは国家公務員につきましては今の人事院規則で定まることになりまして、人事院規則で国家公務員全部を律しておりますけれども、警察の方としましては、国家公安委員会の方には、特に警察法の第三條の精神に從つて、その内容にはこういふ宣誓が入つていなければならぬという法律があるわけでございします。その内容のものをに入れてもらいたいというところを人事院の方に話しまして、人事院規則で定めてもらうというつもりであるところのものを参考までに出すやうにというお話がございましたので、まだもちろそこまで正式に折衝ができてゐるわけじゃございませんが、つものものをいたしました次第でございします。地方におきましては、これはお話の通りそれ／＼の府県の条例で定まることとございまして、こちらでこれにきめてしまふというわけではございしませんので、大体これと大同小異のこととこの法の三條がありまふ限りなると思ひますが、これはいゆる国家公務員についての一つのモデルのつものものであるというふうに御解釈いただきたいと思ひます。

○北山委員 最初からそういう御答弁があればそれでいいのです。問題は、草案や腹案をどん／＼お出しになつて、これがさきも将来の宣誓書の案であるかのごとくお話しになるその心構えにあるのではないかと思ひます。先ほど来國務大臣は何かという、この民主的な保障という点について、これは公安委員会が管理してゐるから、公安委員会、公安委員会というやうなことを言われる。しかしすでにこういふやうなきまつた問題につきましても、正式の正しい答弁としては、これは將來の公安委員会が定まることであつて、内容はこうであらうとか、あるいは条例で定まることであらうとか、そういうやうな答弁が正しいのであつて、立ちどころにこういふ草案を將來はこうするはずでございしますなどというやうな答弁をするところに、將來國家公安委員会を十分に尊重してその管理の下に服するかどうかというところ非常に疑問がある。國家地方警察の基本規程についてもそうなんです。將來の内容がやはり同じやうなものになるであらうというやうなことを、あつさりと言葉のやりとりではございします。これは何の根拠に基いてそういうお答弁ができるのですか。

○齋藤(男)政府委員 この法律の趣旨はどういふ趣旨であるか、そしてこの法律に基いてどういふものが出されることを前提として考へておるかというお問いでございしますから、さうに答へておるのでございまして、ただいま北山委員のやうなお説でありますならば、國家公安委員会の委員はまだだれも任命されておられません。従つてどういふやうに運営するかということをお答へる者は一人もない、こういうこととございしますが、われ／＼政府といたしましては、こういうやうに運営をしておきたいと思つておるというところをお答へしておるのでございします。すべてについてさうでございしますので、一々はお断りしておらぬのであります。

○北山委員 政府の答弁としてはもう少し厳正にお答へが願ひたいのです。先ほどは、將來の基本規程はやはりこんなものになるだらう、特にそれを区分して、都道府県の分についてはかわるであらうけれども、國家の方の警察庁とか國家公安委員会とか、そういう分については大体今のものになるだらうというやうなことをあつさり答へるというところは、非常に重大な事です。なぜならば、將來この警察法が施行になつてからこういふものをおつくりになつて、それが問題だとしても、それは委員会として何ら疑問の点はないとして了承されたものとされてしまふ。そこで私はその答弁というものは、單なる言葉のやりとりではございしませんから、將來の基本になるもので、つと厳密に御答弁を願ひたいのです。先ほどのお答への方であれば、私は現在の國家地方警察基本規程なるものを第一條からみんな各条をお開きしなければならぬ。第一條は、どういふんだ、第二條はどういふんだ、こういうふうな開いて行かなければ心配でしやうがない。それで特に現行の國家地方警察基本規程の第二條に「長官は、國家地方警察の執行の長とする。長官は、國家地方警察の職務の遂行について、國家公安委員会に対して責任を負ふ。」というやうな規定がございします。

す。これは警察法が改正になれば現行と制度が相当違つて来るでしょうが、問題は将来、このような大ざつばな規定によつて、警察庁長官は国家公安委員会に対して責任を負うなどというようない一般的規定を定むと置かれて、そうしてあとの執行は全部警察庁長官がどん／＼やつてしまふというような基本規程になつてしまふようなことを、今の政府がお考えになつておるかどうかということなんです。第二条について時にお聞きをいたします。

○齋藤(昇)政府委員 今度の新警察法におきましてはそういう点が明瞭に書かれておりますので、従つてたゞいまおあげになりましたような規定は、おそろく不要になつてしまふだろう、私はいかに考へます。

○北山委員 そうすると先ほどの御答弁はお取消しになるわけですか。今の方の答弁が正しいのであつて、これは将来国家公安委員会なりそういうものができて、その委員会がどういふ基本規程をつくるか、それはできてみなければわからぬ。だから先ほど来お話になつたような答弁は取消すということでございますか。

○齋藤(昇)政府委員 取消しというわけではありませんが、だれが考えましても、先ほど申しましたようなこの新しい警察法によつて変更せられた分はおそろく変更されるであらうし、変更されないで残しておいた方がよいというものは残されるであらうし、かように申し上げたのであります。

○北山委員 だからだれが考えましてもというのが実は問題なんです。たとへば必ずしも同じじゃない。この前に質問したのですが、この基本規程の第

十三条のごとき、「長官は、皇宮警察の執行職務について、国家公安委員会の委員長を定期的に協議するものとす」というような規定、これは現行でも問題だと思ふのです。現在でもむしろ改正法以上に国家公安委員会の長官に対する権限というものは大きいはずだ。ところが現行のものでも当然国家公安委員会の管理のもとに属して、指揮監督の範囲に属しておる問題について、皇宮警察の執行職務について定期的に協議をするというようない、そういうことが問題なんです。将来やはりそういうふうなお考えで政府が国家公安委員会の運営がなされると考へて現在の警察法をつくつておるかどうか、これが問題なんです。

○齋藤(昇)政府委員 かような規程は、新警察法によりまして不要になる。常時何とでも公安委員会は警察長官を呼びつけて必要なことは聞けるという建前でございます。

○北山委員 同様に基本規程の第五十六條、隊長は、その指揮の下にある国家地方警察の運営の方針に關して、定期的に、又は要求のあつたときは、都道府県公安委員会に出席するものとす。というように、これで見ると警察隊長というものは、現在でも府県の公安委員会の管理のもとにあると思ふのですが、そのもとにあらがら、この規程で見ると、単に委員会に定期的に、あるいは要求があれば出るような相互關係にあるというふうに見えるのです。が、こういうような規程は、将来国家公安委員会の方でいゝゆる基本的な運営の規程としてはなくなる、こう考

えていいわけですか。

○齋藤(昇)政府委員 こういうものは、全部都道府県の自治体警察になりますから、都道府県の方で必要に応じて規程をつくられると思ひますが、われわれの考へたとして、こういふような規程を都道府県においても置く必要がないであらう、かように考へます。

○北山委員 まだ若干あるのをごさいます。委員の基本的な人権を尊重せよというふうなお声も相当あるようにございまして、この委員会としてはまず食事のため暫時休憩するなり、あるいはまだほかに質問者もあるようございまして、私はきよりの質疑はこれを一応終つて、あした続行せられんことを望みますが、委員長いかがですか。

○中井委員長 大矢省三君。大矢君にお許しを得たいと思ひます。実は北山君の御発言は関連ということございまして、その時期を私が失しましてあいつうふうになりました。あしからずお許しを願ひます。大矢省三君。

○北山委員 私の申し上げたことを委員長がお取上げにならなければ、私は先ほど来の問題についての関連の質問をいたします。

○中井委員長 大矢君、はなはだ相済みませんが、北山さんから関連質問の趣旨をまたあらためて聞きたいということですから、ちよつとお待ち願ひます。これは関連ですから簡単だと思ひます。

○北山委員 簡単に進めていゝので、それで第五條と第十六條の關係が将来非常に大事な点だと思ふのでお聞

きをするのですが、第十六條のおしまゝのところに書いてある「警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する」という所掌事務に關して指揮監督するといふのは、第五條第二項に列挙している事項のうち、先ほどの御答弁によりまして、第三號、第四號、六號、七號、八號、九號、十號、それについては指揮監督であつて、その他の事項については、これは指揮監督の範圍外だといふようなお話でございまして、これは問題を明確にするために今の各号を除くそれ以外の事項、第一號、第二號、第五號、十一號、十二號、これだけのものを除くといふ趣旨をこの十六條の中に明確にする方が適當じやないか。そうでないとこの法文だけを見ると、その点が明らかでない。そういうふうな修正した方が明確になるじやないか、こう思ふのでありますが、これについて御答弁をいただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 この点は、法制局におかれましては先ほど他の政府委員から説明いたしましたように、他の行政組織法等において書いてありますように、指揮監督するのとありまして、その事務の内容によつて指揮監督のあるものないものが当然あるといふ解釈でございまして、このようにに原案を作成いたしましたのでございまして、従ひまして、法律の解釈をいたしましてはここに疑念がない、かように考へておるのでございまして。

○北山委員 くだいようですが、その解釈といふものはやはりいつまでもこの説明者が規定を運用するわけではありません。それで、性質上、この第五條第二項の列挙事項の明文の中でこれ

は指揮監督の対象にならないといふやうなもの、もちろん良識で明らかであります。しかしながら、考へようとする諸制度の企画及び、調査に關する対象にならぬとはいへない。なるほど大部分は警察庁の仕事でございまして、う。しかしながら、調査についてこういう資料を提出せよとか、そういうことはやはり命令で出さざるを得ない。あるいは単に依頼をするという程度の違いがそこに出て来るわけなんです。同様に、ことに第十一號あるいは第十二號といふ点につきましては、調整といつても全般的な調整基準を与える、それを守らせるか、単に連絡調整の範圍にとどまるか、そういうふうな点で非常にこれは重大だと思ふのです。單に基準を示して、それを守つてもらおうがもらまいがそれは自由であるといふのと、あるいは、基準を示して、その基準に従つてやることを命令し得ることと、そういう点で非常に違ひがあるので、この各条項に掲げられてゐる事務の表現だけでは、當然良識によつては區別がつかない。そこで私は、今申し上げたように、やはり十六條の中にその点を明らかにした方がよいのじやないかと思ふ。ただいまの解釈で、それが一つの記録に残つて、その務権限といふような厳密な問題について、ことに都道府県の警察と警察庁との關係が問題になつて、問題が非常にデリケートであるという場合には、やはりその点は明文文化しておいた方がいんじやないかと思ひますが、重ねてお答えをいただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 現在のこの法案で何ら支障がないと考えますが、その方が明らかであるということであれば、さように御修正くださいますと、解釈は同様でございますから、われ／＼何ら異存はございません。

○北山委員 もう一つ、府県警察に対する指揮監督でございます。その指揮監督をやつても、この前の御答弁では、都道府県の委員会は一応守らなければならぬが、違反してもしようがないんだ、救済手段がないというふうなお話だったので、それは命令が法令に違反しない場合には守らなければならぬ義務があるのか、あるいははどつちにしたところが、法令の範囲内であるが、あるいは違法のような命令を受ける場合であらうが、都道府県の公安委員会はこれを守らなくても救済手段がない、こう考へるべきであるか、そこが非常に微妙でありますから、それを伺いたい。

それから、いわゆる上司ということがございますが、都道府県の公安委員会の上司の警察庁の長官になるのであるか、いわゆる命令し得る場合があるものでありますから上司になるのであるか。その点をお聞きするかといたしますと、服務に関する地方公務員法の準用規定がございますが、その中で都道府県の公安委員会は法令を守つて、しかも上司の命令に従うという義務があるわけでありまして、その規定と、それから今の都道府県の公安委員会が長官の命令に服従しないという関係をおつと御説明を願いたい。

また警察庁長官は都道府県警察に対して指揮監督をし、あるいは命令するといふ場合においては、府県の公安委員

員会を通ずるのであるから、都道府県の警察本部長と警察庁長官との関係は直接の上司ではないのかどうか。要するに一番上に警察庁長官があり、その次に公安委員会があり、そしてその下に、その管理のもとに府県の警察本部長があるという関係に立つと思ひますので、本部長から見れば警察庁長官は直接の上司ではないのかどうか、その点をあわせてお答えを願います。

○齋藤(昇)政府委員 都道府県公安委員会は警察法第五条の適正な指揮監督というものは従つて義務でございます。しかしながら、その義務違反の場合に公安委員会を罷免したり、あるいはこれに強制的に従わねばならないという手段はこの法律にはございません、かように申し上げておるのであります。

それから上司でございますが、都道府県の公安委員会と警察庁長官との関係でございますが、警察庁長官はその場合には上司ではございません。それから都道府県警察本部長の上司は都道府県の公安委員会でありまして、従つて警察庁長官は、都道府県警察本部長から見ても上司ではございません。別の人格のものでございますから、そこで上司の関係は切れております。ただ緊急事態の布告がありまして警察が統制されました場合には上司になります。

○北山委員 ただいまのお答えで当然出て来ることだと思ひますが、そうするとあとの方の都道府県警察本部長に対して警察庁長官は直接の上司ではないから、従つて警察庁長官の命令に従うという直接の関係はない、こ

ら府県の公安委員会が警察庁長官の正しい命令には従わなければならぬ義務がある、しかし従わなくても何ともしようがないというふうなお話でありまして、そういういたしますと、府県の公安委員会がそれに従わなかつた場合に、一体それがこの責任を問ひ得るものであるか。その点が非常に明確でないのですが、たれに対して一体責任を負うものであるか、そういう問題について無責任ではないかと思ひますが、それでもよいのですか。

○齋藤(昇)政府委員 前段は御所見の通りであります。それから都道府県公安委員会が適正な指揮監督に従わないといふ場合に責任はたれが負うか。警察庁長官なりあるいは公安委員会が行政責任を負うかという点であります。ならば、これは適正な指揮監督をしておつた限りにおきましては責任は解消されるわけでありまして、しかし命令に従わなかつたにいつて何らかふだんからのやり方が悪いとかなんとかいふ点があれば、これは政治的あるいは道徳的な責任を追及されるであらう。また都道府県公安委員会が適正な命令に従わない、そして、府県の事態から見ても非常に不適当だといふような場合には、公安委員のリコールができますし、またこれはその仕事を怠つたといふことで、知事が正當に罷免ができると思ひます。しかし、警察庁長官があるいは公安委員会が知事に対して罷免をせよといふ、そういう指令はできません。そこが非常な民主的な保障だと考へております。民主的な保障がありま

す以上は、責任を非常に明確にするといふことはどうしても困難でございますが、しかしながらお互いの良識によつてこれを運営して行くといふことは、民主的機関の当然の前提でございますから、その点はあまり御心配にならなくても運営ができるのではないかと、かように考へております。

○北山委員 これは先ほどから門司さんが言われましたのにちよつと関連しているのですが、例の警察庁の内部の部局の所掌事務でありますが、第二十三条及び第二十四条、この二十三条は刑事部、二十四条は警備部の事務を書いてありますがその中で二十三条の一、刑事警察に關すること。二、犯罪の予防に關すること。三、保安警察に關すること。この三つあります。それでその次の犯罪鑑識とかあるいはその次の犯罪統計といふものは、警察庁は都道府県警察に對しても、一つの統轄事務の範囲内でありまして、これは府県との関係においてはやはり相當に統轄するといふ仕事があると思ひます。ただ第一号、第二号、第三号の刑事警察、犯罪予防、保安警察といふ範圍につきましては、一般的には第五條の第二項との関係におきまして、いわゆる統轄的なあるいは指揮監督の事項の範圍外であるのではないかと、こう思ふので、従つてこの五條との関係、特に都道府県警察と關連する事務については、一号、二号、三号の問題は一体第五條のどこに當てはまるのであるかと、ちよつとこの關係が疑問でございますからお答えを願ひたい。

○柴田(達)政府委員 お尋ねの点は、第五條であります。この刑事部、警備部、今御指摘の事項につきましてはお話の通りでございます。指揮監督の部面に相當する部面としたしましては、三号の大規模な災害と騒亂に關する部面につきましては、これはもちろんあるわけでございます。それから緊急事態に對處するための計画、実施、それから皇宮警察、この事項はござい

ますが、それ以外に關しましては、諸制度の企画及び調査、国の予算、警察教養、それから第十一號の警察職員勤務、活動の基準、その他十二號の警察行政に關する調整、この範圍内の事項に限るわけでございます。そのことを示すために「警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる」といふことを念のために入れておる次第でございます。

○北山委員 それで問題は、刑事部でやつておる第一号、第二号、第三号の仕事の範圍について、都道府県警察に對しては一体どういふ關係に立つか、おそろく指揮監督あるいは統轄といふような範圍ではないのかやないか。刑事警察、犯罪予防、保安警察の部面は、まあいふ言へば先ほど來問題になつておる第十二號の警察行政に關する調整といふ範圍に程度を限つた刑事警察、犯罪予防、保安警察といふような仕事をやるのではないかと、こう思ふのです。どうでしよう。ことに今お話をあつた國の公安にかかると警察運用及び第七十條の問題は、警備部の方の所掌でありますから、それに関する犯罪予防とか刑事警察といふようなものは警備部の方に、いわゆる警察警察の方に入つてしまふ。それ以外の刑事警察とか、犯罪予防、保安警察といふものは、都道府県警察との關係において

は一体どういふ仕事をやるべきものであるか、これは非常に疑問でありますから、お答えを願ひたい。

○柴田(達)政府委員 大体お話の通り

でございますが、刑事部にだけ限定してお尋ねのようであります。それも第三号までの事柄に限定してお話のようでございますが、その中の刑事警察に属することにつきましては、大抵お話のように三号の災害、騒乱にかかる事案は警備部に属する場合がありますが、それともやはり内容によりましては刑事警察に属する場合があります。過去の騒擾事件等についても、この間お話が出ましたように、非常に暴力団式のもの、博徒その他の暴力団等が騒ぎましたために、騒擾事件が起つておる例もあるものでございまして、そういうふうな集団暴行、破壊といったようなことにつきましては、この捜査に關します方針につきましては警察運営に關して刑事警察という事項によつて刑事部が所管する場合もあるわけでございます。しかし大体お話がございましたように、そういうのはきわめてまれな場合でございますので、御指摘の三号にありましては、先ほど御説明いたしましたように、いろいろの諸法規關係の企圖等がございまして、これは府県警察に直接關係がないというお話でございましたが、やはりその法規の立案にあたりましての統一的な解釈運用等につきましてこれを示すというふうなことになるのでございまして、お話にありま

すような十一号、十二号の事柄がおもなものになるわけでございます。たとえて申しますならば、たび／＼申し上げますように、犯罪捜査規範といったような犯罪捜査の警察内部におきますところの基準を定めまされたり、あるいは被疑者の留置場の取締り關係につきまして、各府県の警察の被疑者の留置

というふうなものがあまりまち／＼になるというところは、非常にぐあいの悪いこととございまして、最低の規格を示すといったような意味においての基準を示す場合もございまして、それから移動警察の実施につきましても、その基準を示すような場合もございまして、それからいろいろの行政協定に基くところの渉外事犯の処理要領というふうなものにつきましても中央機關の間に協定がございまして、その基準にないし調整についてやほり一つの基準なき調整といたしましてその準拠すべき一つ基準としてこれを示して連絡調整をはかる、こういう事項が今お話の刑事警察、犯罪の予防、保安警察についてはおまなものになる次第でございまして、

○北山委員 大体わかつたようでございますが、一体連絡調整あるいは今までも行つておる行政調整といったようなこと、あるいは教育、教養の問題、あるいは基準を示す、いろいろ／＼なことを表現されておるようですが、具体的に申し上げますが、これはこの前にもお話し上げましたが、現在——現在というより昨年あたりおやりになりました国家地方警察本部の方から各都道府県の警察、現在の国家地方警察の方に出入りになりました、たとえば衆議院あるいは参議院の選挙における選挙法違反の犯罪捜査についての相当具体的な指示みたいなものを示しなつておるわけですか。たとえば重要被疑者はこれこれの通りであるから、これを全国一斉に捜査を実施してしつかり検査に努められたいというふうな表現を用いておるわけでありまして、警察でいう連絡調整というふうなことは、あるいは基準を示すというふうなことは、こ

ういうふうな表現でおやりになるわけでございますか。こういうふうな、今一例をあげましたが、そういう処置をとつてもらいたいとかというふうなことになるか、こういう表現で連絡調整をおやりになるか。それからまた今までもおやりになりましたような公職選挙法違反被疑者というものの捜査とかいろいろな選挙關係のことは、この二十三条なりあるいは二十四条各部の中、どこで一体お扱いになるのであるか、これもあわせてお答えが願ひたい。それからこういうふうな形式でやるのか、一体指揮命令でなくて、連絡調整の一つの形式であるとかされるならば、ほんとうの指揮監督に基く命令というものは、普通の役所でございまして、それは訓令とかいろいろ／＼なものもあるでしょうが、やはり一つの通牒でお出しなつたり、表現としては今あげた具体的な例の表現でもつて、上級の役所から下級の機關に対して命令あるいは指示というふうな形式が、今例をあげたようなものであるようであります。もしもこれが一つの基準を示す、あるいは連絡にすぎないのだということになれば、命令というものは相当強いものでなければならぬ。どういふふうな形式でおやりになつておるのであるか。非常に今後のことが問題でありますので、ちよつと例をあげてお聞きをしたわけでありまして、

○齋藤(昇)政府委員 これも新しい公安委員会、新しい長官が大体型を……(笑)たまたま自治庁が知事あるいは市町村長等に出されるような連絡事項、そういうような様式がこの連絡の場合におそらく採用されるであらう、

ていろ／＼指示をされた場合、その地方の公安委員で決定した公安条例あるいは警察の意思と違つた場合に、どうちを尊重されるのか。

○齋藤(男)政府委員 これは現実に都道府県の公安委員会できめられた事柄が物を言つて動くわけでございます。

○大矢委員 それではこういうことでございますか、警察庁長官は都道府県警察を指揮監督している／＼な命令を出す、指示する、それは公安条例と違つて、私は公安委員会の管理のもとにやつてゐると思つてゐる。それだからちよつとこつちと板ばさみになる。そういう場合には一体責任を問わぬのかどうか。

○齋藤(男)政府委員 都道府県警察本部長の責任は問いません。

○大矢委員 それから今度はだれが見ても直接総理大臣が任命するとか、監督するとかいうことで国家警察なんだというのを非常に心配してゐる。それでないといふことをいふ／＼な角度から説明されておりますが、そこで私は具体的に尋ねます。昔の警察は、内務大臣は総理大臣のもとに監督され、警保局長は総理大臣と関係がなかつた。今度のやつは、公安委員会の委員長は総理大臣が任命したいわけの國務大臣になつてゐる。その下に警察庁の長官は直接また総理大臣が任命するところ。昔より強くなつておりますか、弱くなつておりますか。

○齋藤(男)政府委員 任命形式から申しますと、以前はたとへば警保局長も内閣の任命でございます。内務大臣の任命ではございません。府県の警察部長も内閣の任命であります。知事の任命でもありません。内務大臣の任命で

もありません。そういう意味から申しますと、前のは地方諸機関も内閣の任命でありますから非常に強かつた、かように考へるべきではないかと考へます。

○大矢委員 それは事務的にそうあつたかもしませんが、明らかに公安委員長は國務大臣、それから警察庁長官はまた総理大臣みづから直接にやる。そこで私の言うのは、ほんとうに事務を簡単に処理するという国家的な事務についてかくありたいというならば、むしろ命令系統を明らかにし、責任の所在を明らかにするのだというのだから、そうすると公安委員会の委員長は國務大臣であるし、総理大臣から任命されたのだから、その人のもとに任命された方が事務的にもその能率がいい。ただこういうことはどうも私は総理大臣から任命された、同じ任命された警察庁長官、公安委員会の委員長は國務大臣だからどつちをきめていいか、これは心持の問題です。私はあれを言うのではない。そこでどうして両方とも任命しなければならぬか、公安委員会の管理のもとに行うということになるならば、公安委員会の委員長は同務大臣であるし、その管理のもとにあるならなせ一体総理大臣が任命しなければならぬのか。そこで先ほど長官の任免についてそういうことは非常に複雑ではないか、おかしいではないかというのを門司さんが言われた。だから私は今それを二度と聞かぬでよろしい。ただ私は、前の警保局長に比べて政府の意図、総理大臣の意図がもつと強く反映しているように思うが、いやそうじゃない、前の警保局長よりか

もつと責任の軽い、そういう警察庁長官だといふのか。もつと簡単に言うのと、昔よりかえつて民主的になつてゐるのだといふのか。私は、二人になつておるのだから、政府の直接の命令系統が二つあつて、強くなつてゐるように思うが、それはどうですか。

○齋藤(男)政府委員 その点は、長官が総理大臣から任命されて、そして総理からすべて指揮監督を受けるということであらば、これは非常に強うございします。しかし総理から任命はされるけれども、指揮監督は公安委員会からされるということでありまして、そういう面からいいますと、総理の権限というものはほとんどなくなつてしまつてゐる。こういう状況でございますから、非常に民主的であると思ひます。

○大矢委員 私はそれを言いたい。それはそうです。それほどに薄い総理がなせ一体任命しなければならぬか。警察庁長官は管理のもとにあり、しかもその管理をする公安委員長は國務大臣ですから、それのもつとちやんと連絡もとれる。なせ一体別にしなければならなかつたかといふことです。

○齋藤(男)政府委員 私はその薄い程度で総理が監督するといふことが、政府の責任を明確にする場合に若干役立つといふことで、こういうことになつたと思つております。このために非常に明確になるとは考へませんが、しかしその薄い程度で持つておつた方がよからう、こう考へております。

○大矢委員 薄い程度だといふなら、われ／＼なるほどと思ひます。しかし法文で明らかにしたときすなわち、国民といふか、第三者がこれを聞いたときに、なるほどこれは強い、時の政

府の意図というものが非常に強く反映するといふように思ふことは無理がない。そこでそれを私が言うのです。実際に管理のもとにあるのだから、そうなる。そんな必要がないものなら、任命しなくてもいい。こういうふうな現われで来ると、一般が見たときに、言ふまでもなく法律といものは自分に都合のいい解釈ができるものだから、いくら小坂大臣がこれだといふと説明したつて、そのようになりはしません。一連記録を見てそのまゝやるのじやない。必ずそうなる。私は、時の政府の意図が非常に強く警察運営の上に反映して来るといふことを思ひ、どうしてもそのようにしなければならぬといふことがわからぬから、それを聞いたから、それは結局意見が違ふというか、法案の通り説明しようといふのだから、何ぼ言つたつていたし方がないのだから、それは言ひません。

そこで次にお聞きしたいことは、三十五條で、「定員は、別に法律で定めらる」とありますが、いわゆる警察庁の定員は、幹部から下の者までいづ／＼ありましようが、一体どのくらいの人數の予定なんですか。それと、ついでに聞いておきますが、管区警察局が七つですか、ありますが、その全体の數ですか。これを聞くと、仕事の性質がわかつて来ますから……。

○柴田(達)政府委員 警察庁の内部部局、いわゆる本庁にありますが管区警察官、それからほかの附屬機關を入れます。警察官が二百九十二名であります。それからそれ以外の一般職員を加えますと、附屬機關等を合計いたしまして千九百九名になります。

○大矢委員 管区は幾らですか。

○石井(榮)政府委員 それでは私からかわつてお答えいたします。警察庁の本庁並びにその附屬機關、すなわち警察大学校、科学捜査研究所、これらを合せました警察官の今われ／＼が予定してあります新定員は二百九十二名でございます。一般職員が八百十七名、それを合せますと千九百九名になります。それから皇宮警察は、皇宮護衛官が八百二十二、皇宮警察關係の護衛官以外の一般職員が七十一、合計いたしまして、皇宮警察關係が八百九十三、次に管区警察局でございますが、警察官が六百六十三、一般職員が四千八百八十二、これは通信で人數が非常に多くなつてゐるのであります。従ひまして、管区警察局は、今申し上げました警察官と一般職員を合せまして五千五百四十五といふことになりました。今申し上げました三つを總合計いたしますと、七千五百四十七といふ數字になります。

○中井委員 今の中で通信はどのくらい入つてゐるのですか。

○石井(榮)政府委員 それでは御参考までに通信を申し上げますが、管区警察局の通信は三千八百九十四といふ數字であります。これは各府県に通信出張所といふのがありますが、その職員も合せての總數でございます。これはすべて一般職員でございます。非常にややこしい數字でありますので、先ほど御要望もありましたから、いづれあらためて表にして添上げたと思ひます。

○大矢委員 この三十五條の「別に法律で定める」といふのは、何か総理府で定員のことでは必要だと言つたが、それでは今度の改正に伴つて別に

委員と言われて、みなそこに逃げ込まれまうけれども、心構えだけは聞いておきたい。私はこれ以上聞いても人事のことでありまうから、聞きませうが、そういうことは非常に気をつけやうとわねと、これは非常に今後警察運営の上と治安に大きな影響があるということ、老婆心かもしらぬが思ひますから、その点を申し上げておきます。

あまりおそくなりまうからこれをもつて終ります。

私はただちよつと言つておきますが、第三章でまだ少しあるのです。多少もどつても、もどつたように言われまうことは、きわめて遺憾です。その点を御了承願ひまして私の質問を打ち切ります。

○中井委員長 了承いたしました。

石村英雄君。

○石村委員 やれと言ひならやります。私たちが夕飯も済ましていないのです。会期も大分延びたのですから……。

○中井委員長 もしできましたらお進めを願ひたいと存じます。石村さんだけ残つておられるのです。従つて今日できるなら石村さんをお願いして、一応第三章まで区切りをつけたいと思ひます。お疲れとは思ひますがどうぞお進め願ひます。政府委員もお疲れとは思ひますが、しばらく国家のためにごしんぼう願ひたいと思ひます。

○石村委員 それではごく簡単に聞かします。今までは論議されたことなれども、今度は警察庁というものは今までの事務部局と違ひまして独立の官庁になる。そして長官は十七条で第五項第二項各号の権限を持つ

ことになる、こういうことになるので、これについては国家公安委員会が、これについては国家公安委員会の管理に服す、こういう趣意になつておるやうですが、これは管理に服すというので、国家公安委員会が今後十四条にあるやうなことをどうきめるか、これはわからないかもしれませんが、長官は十七条で国家公安委員会の意見に反したこともやり得るのではないかと思ひますが、もしやり得るとすると、国家公安委員会の意見に反したことをした場合には、国家公安委員会に對する処置はどんな処置を講じ得るものでございませうか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

○石村委員 懲戒罷免の勧告といふことは十六条の三項に書いてあるのとわかるのですが、総理大臣が勧告を聞かなければ国家公安委員会はそのままに引下ろすか、自分が辞職するか、これ以外には手はない、こういうふうに考えますが、そうなんですか。

解釈せられる法律ですが、これは地方の警察は地方公安委員会が管理するということによる解釈なんですか、それともほかの条項による解釈によつてそういうことが行われるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 公安委員会は都道府県を管理するものでありますから、その管理している機関に命令書を出すというのは当然であります。

○石村委員 それのみに限られておるわけですか。

○齋藤(昇)政府委員 正式なものではなくて、たとえば自治庁長官が都道府県に何かを言われるというときには、これは知事に言われるのが当然でございます。しかしながら軽微な事項につきましては、自治庁長官の補佐機関が知事の補佐機関に事実上連絡する場合はございます。しかし成規なルートといたしましては、大臣からあるいは長官から知事というのと同じように、今度は警察庁長官から公安委員会に行くのでございます。

○石村委員 正式なところこうおつしやつたのですが、警察庁長官が不正式にそういうことをおやりになることはないのでしょいか。

○齋藤(昇)政府委員 不正式と申しまするか、事実問題としては補佐機関が補佐機関に連絡をするという場合があるということをおし上げるわけでございます。

○石村委員 そうすると長官としてはそんなことはないという意味なんですか、補佐機関という意味をはつきりさせていたきたい。

○齋藤(昇)政府委員 さようでございす。

○石村委員 それからさつきの北山君

の聞いたことですが、二十三条の刑事部の一号、二号、三号の問題、北山君は主として地方の警察に対する指揮監督という面で聞いたのですが、この一、二、三に限らず、これは何も地方の警察の指揮監督に限らず五条の二項の各号によつて行われるのだと思うのです。たとえばそのうちの一の「刑事警察に関する事項」というのは具体的に五条の二項のどの号とどの号に当るものであるということ、犯罪予防及び保安警察ということについて一々具体的に、単に地方に対する指揮監督という意味ではなしに、職掌としての各号をあけていただきたい。

○柴田(達)政府委員 先ほど同じような御質問に對しましてお答えいたしましたのでございますが、第五条に當てはめましますと、第二項一号の「警察に関する事項」、第二項二号の「警察の職務の企画及び調査」、第二項三号の「警察に関する同の予算」、それから三号の「左に掲げる事項で」という「警察運営に関する事項」とそれから六号の「警察の職務の企画及び調査」、十二号の「警察の職務及び活動の基準」、十二号の「警察の職務に関する調整」これらでございます。

○石村委員 刑事警察に関するもので、やはり教養のこともあるのです。が、教養は警務部の三号に「警察教養及び監査」とあるのですが、刑事部もやはり教養を扱うわけですか。

○柴田(達)政府委員 一般的に警察教養自体を所管いたしますところは警務部でございますが、その教養の個々の問題といたしまして、刑事警察官に対するところの科学的な犯罪捜査の方法というふうなことにつきましては、刑事部において所管をいたすことがござい

るわけでありす。

○石村委員 それでは犯罪の予防に関するところについて各号おあげ願いたす。

○柴田(達)政府委員 ただいま申し上げましたのは刑事警察、犯罪の予防、保安警察、ほとんど同様のつもりで申し上げましたが、厳密に申しますと、今御説明いたしました各号中で三号の部分がない、かように考えております。

○石村委員 保安警察について……。

○柴田(達)政府委員 三号の部分だけがないと考えます。

○石村委員 二十四条の「警備及び警備警察に関する事項」とこれについてやはり各号。それと二号の「警ら及び交通警察に関する事項」……。

○柴田(達)政府委員 二十四条の一号の「警備及び警備警察」でございす。が、警備警察に關しましては、第五条の二項の一号、二号、三号、四号、五号、六号、十一号、十二号といったようなものが入ると思ひます。そのほか警備、それから二号の「警ら及び交通警察」に關しましては、今の三号、四号、五号の分がない、かように考えます。

○西村(力)委員 ちよつと関連して。先ほど都道府県警察を警察庁長官が指揮監督をするというところは、正式には都道府県の公安委員会に行われる、こういうことでございしましたが、その前に北山君の質問に對しては、都道府県の公安委員会にとつて警察庁長官は上司でないというお話がございした。上司でない者が指揮監督をするということ、上司でない者が指揮監督を受ける答弁は何かそこを齟齬があるように思われてならないのですが、その関係

を御説明願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 上司と申しますのは、一つの組織体における上と下の関係を現わすために主として申すのでありまして、全然人格の違つた機関と機関の間には上司、下僚という関係はございせん。

○西村(力)委員 そうすれば指揮監督じやなくて、何というか自治庁あたりで都道府県の知事——これはもう地方自治体として何も指揮命令をすることができないから、そこは何というか、勧告的なものだけにどまつているのが普通なんじやないかと思ひます。そういう立場であると、これは指揮監督ではなく、その程度にとどまるのが当然ではないか。指揮監督という言葉は、この二つの二つの人格のはつきり違ふものの関係ではなくて一体的なものの、指揮する、指揮されるという立場にあるものに使われるべきものだと思ひますが、これはいかがなものでござい

ますしよいか。

○柴田(達)政府委員 先ほど長官からお答えいたしました通り、上司というものは、一つの組織の中で職務上の上司、こういう場合に使うものであると思ひます。それで中央の国の組織がまた別の組織に對しまして指揮監督をするという関係は、この上司ということをしてのさしずをするという意味におきまして使われる場合が多いのでございす。たとえば自治庁が地方の選挙管理委員会に對しまして指揮監督をするといったように、例は多々あるものと考えております。

○石村委員 さつき北山君があげました例の中で、刑事部長名で各府県の隊

長に、今まで選挙の取締りなんかの通達を出したのには連絡事項だという御説明だつたと聞きましたが、あつたものが連絡事項として今後も刑事部長とかいふ部長名で地方の本部長に對してこの警察法が成立した後においてもやはり出し得るものですか、出されるものですか。

○齋藤(昇)政府委員 連絡事項として私は出し得るものだと考えます。国家公安委員会なり警察庁長官がそれが適當であるかどうかという判断はされざるでございまして、法制上は連絡事項としてこういうふうによつた方がよろしいと思ひます。ことに各府県にまたがつて行われた参議院議員の選挙について被疑者が逃亡している、その被疑者の逃亡手配というものは各府県をめぐりやるものでありますが、これが中央にお合に、連絡の責任に當つてそれをやる場合に、各府県が一斉にやつた方がよろしいというふうな場合には、これ／＼が今逃亡中であるから從つて捜査をやられた方がよろうと思ひます。連絡は、私はやつてさしつかえないと思ひます。

○石村委員 さしつかえがあるかないかは別として、この警察法にもあるのですが、国家公安委員会及び各都道府県公安委員会は相互に緊密な連絡をとらなければならぬ、こういうことがあるのです。そうするとさしつかえはやはり公安委員会と公安委員会との連絡になるのが法律上むしろ正当な行き方ではないか、個々の刑事部長が連絡と稱して相当問題が起ることをやり得る危険性が非常にある、その点いか

がお考えですか。

○齋藤(昇)政府委員 たとえばそういうような事柄は、各都道府県の公安委員会の方々がごらんになつて、ああいうようなことはやつてもらつては困るというところであれば、これは差控えると思ひますが、今日におきまして各都道府県でいろいろな連絡をしてやります事柄を、抽象的に全国の公安委員会がこういうような事柄については中央に一応報告をまとめ、そこから連絡をしてもらつてやつていくというように、それによつてやつていくというように事柄もございしますので、そこらは都道府県公安委員会の意向を汲み、またその意見によりまして最も適当な思ふ連絡方法をとることが望ましいのではないかと考へております。

○石村委員 私の言うのは、この警察法の法の精神から見て、法にちやんとそういうようなことも書いてあるし、その方が穏当ではないか、危険性がむしろなくて公安委員会と公安委員会の連絡としてやるべきが正当ではないかというところに対する長官の御意見を聞いたわけなんです。長官はどつちでもいい、地方の公安委員会の希望もあらうからというふうなお話なんです、この法律のねらつてるところは、やはりそういうことを防ごうとしておるのではないかと思ふのですがいかがですか。

○齋藤(昇)政府委員 たとえば刑事に關する情報連絡というのを各府県どこにもあるというふうな場合に、一つの府県から全国に連絡する。他の府県も全国に連絡をするというよりは、個々の府県は中央に連絡をして中央から一斉に各府県に出す。その方が敏速であ

り、正確である。だからそういう連絡方法をとる方がよろしいということであれば、そういう連絡方法をとることは適當であらう、かように申し上げたのであります。

○石村委員 国家公安委員というものは中央の委員会なんです。何も長官や警察庁の刑事部長に対して連絡をとらなければならぬということはないと思ひます。地方がまた警察庁の刑事部長に対して連絡をとらなければ全国的に行きわたらないということはないと思ふ。やはり国家公安委員会に連絡をとれば国家公安委員会としての処理をなさるのだから一向さしつかえないのではないのです。ただいまの長官の説明では納得が行かないのです。

○齋藤(昇)政府委員 それは事柄の性質によりまして事務的に済むような事柄は、これは刑事部長から府県の刑事部長あるいは警察本部長というように、事柄の性質によつて公安委員会か公安委員会に、あるいは長官から公安委員会にというものもあると思ふのであります。

○石村委員 事柄の性質ということになりますと、ごく単純なことを何も公安委員会とか何とかやらなくてもいいと思ふのですが、とかくそうしたことでいろ／＼なことがやられるおそれがある。今までの刑事部長通牒というものを、見る人が見れば意見が相当に多い。だからその点はよほど注意をした。という希望を申し上げたわけです。

○門司委員 この機会にあしたの準備に頼んでおきたいのだが、それは三十七条を今読んでみますと、柴田君の説明の中で経費についての政会の範圍はいずれ資料で差上げますと言つておる

のだが、それを出していただきたい。

○柴田(達)政府委員 逐条説明の際に申し上げますと長くなりますので、さように申し上げますのであります。三十七条の八号の特殊の犯罪の捜査に要する経費、これにつきましては資料がございしますので、御要求がございますれば、明日でも……。

○門司委員 君の方で出すと言つておるのだよ。

○柴田(達)政府委員 その予定で逐条の際にお配りする予定でありまして、きようここに持つて来てあるわけであります。

○澤尾委員長代理 長時間御苦勞さまでございました。本日はこれをもつて散会いたします。

午後十時十五分散会

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局